

地域産業委員会 案件一覧

(令和6年2月27・28日開催分)

○付託議案審査 4件

部局	上程順(案)	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
スポーツ・文化・国際都市部	1	第15号議案 大田区立水泳場条例の制定について	5	千葉 スポーツ推進課長
	2	第16号議案 大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例の制定について	6	
産業経済部	3	第17号議案 大田区中小企業者賃貸住宅条例の一部を改正する条例	3	古川 工業振興担当課長
	4	第18号議案 大田区産業連携支援施設条例を廃止する条例	4	

○補正予算案の説明 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
地域力推進部	1	令和5年度一般会計補正予算(第6次)案について	4	大淵 地域力推進課長
文化・スポーツ・国際都市部	2	令和5年度一般会計補正予算(第6次)案について	3	千葉 スポーツ推進課長
産業経済部	3	令和5年度一般会計補正予算(第6次)案について	2	臼井 産業振興課長

○所管事務報告 10 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域力推進部	1	臨海斎場施設整備基本方針（案）	20	大淵 地域力推進課長
	2	地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について	21	武田 区民協働担当課長
	3	第15回（令和5年度）NPO・区民活動フォーラム開催結果について	22	
	4	令和5年度大田区青少年表彰について	23	竹田 青少年健全育成担当課長
スポーツ・文化・国際都市部	5	「おおたの文化 week in GRANDUO」の開催について	22	阿部 文化振興課長
	6	「国際都市おおた」推進の取組について	23	鈴木 国際都市・多文化共生推進課長
産業経済部	10	大田区積立基金条例の一部を改正する条例	34	臼井 産業振興課長
	7	大田区中小企業融資あっせん制度「原油価格・物価高騰対策資金」の新設等について	35	
	8	令和5年度大田区プレミアム付商品券事業の中間報告について	36	小池 商業・観光振興担当課長
	9	商店街装飾灯等一斉点検の実施結果について	37	

第 15 号議案

大田区立水泳場条例の制定について

1 条例制定の目的

大田区立公園条例(昭和52年条例第19号)に規定する公園内に存する水泳場(以下「水泳場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、水泳場の利用の適正化を図り、もって区民の健康の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

2 条例案の主なポイント(詳細は別紙のとおり)

(1) 対象施設

- ・平和島公園水泳場
- ・東調布公園水泳場
- ・萩中公園水泳場

(2) 管理運営

- ・指定管理者に管理業務を行わせることができることとする。(現行どおり)

(3) 施設の利用等

- ・施設の利用(個人、団体等の利用)及び使用料の変更は行わない。
- ・施設の有効活用を図るため、水泳以外の目的で使用する場合を想定した使用料を追加する。

3 施行日

令和6年4月1日から施行する。ただし、条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

第 15 号議案

大田区立水泳場条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立水泳場条例

(目的)

第 1 条 この条例は、大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）に規定する公園内に存する水泳場（以下「水泳場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、水泳場の利用の適正化を図り、もって区民の健康の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 水泳場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平和島公園水泳場	大田区平和島四丁目 2 番 2 号
東調布公園水泳場	同 南雪谷五丁目 13 番 1 号
萩中公園水泳場	同 萩中三丁目 26 番 46 号

(行為の禁止)

第 3 条 水泳場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 水泳場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (3) 水泳場の管理上支障があると認められる物品、動物等を持ち込むこと。
- (4) 指定した場所以外で許可なく撮影行為をすること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。

(8) ^{めいてい} 酩酊その他の危険な状態で立ち入ること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、水泳場の風致を害し、用途外に水泳場を使用し、又は水泳場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用の制限)

第4条 区長は、水泳場の管理のため必要があると認めるときは、水泳場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の承認)

第5条 水泳場を使用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 水泳場の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他区長が使用を不相当と認めるとき。

3 区長は、第1項の承認に水泳場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条の規定により水泳場の使用の承認を受けた者は、別表の範囲内で規則に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(水泳場の休場日及び使用時間)

第7条 水泳場の休場日及び使用時間は、規則で定める。

(使用料の不還付)

第8条 既に納めた第6条第1項に規定する使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

きる。

(使用料の減免)

第9条 区長は、相当の理由があると認めるときは、第6条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡禁止等)

第10条 第5条第1項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(優先使用)

第11条 区長は、次に掲げる場合においては、他に優先して水泳場を使用し、又は使用させることができる。

(1) 区が行政又は公益上の目的で水泳場を使用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合

(承認の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、区長は、その責めを負わない。

(1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(4) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(5) 災害その他の事情により水泳場の使用ができなくなったとき。

(6) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(入場の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、水泳場への入場を断り、又は退場させることができる。

- (1) 水泳場内において許可なく物品販売その他の営業行為をする者
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者
(原状回復等の義務)

第14条 使用者は、水泳場の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 水泳場を損傷し、又は滅失した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、水泳場の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 水泳場の使用の承認及び取消し等並びに入場の制限に関する業務
- (2) 水泳場の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定手続)

第17条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 水泳場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができる

こと。

(3) 水泳場の管理を安定して行う能力及び実績を有していること。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は水泳場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、水泳場の管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者による使用の承認等)

第19条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者が管理を行う水泳場を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(利用料金)

第20条 第6条第1項の規定にかかわらず、前条の規定による水泳場の使用の承認を受けた者は、指定管理者に当該水泳場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指

定管理者が定める。

- 4 利用料金は、前納とする。ただし、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める場合にあつては、この限りでない。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 指定管理者は、既に納めた利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の優先使用)

第23条 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て定めた場合又は区が使用する場合においては、他に優先して自らが管理する水泳場を使用し、又は使用させることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。
- 3 この条例の施行の際現に大田区立公園条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）による改正前の大田区立公園条例の規定に基づき水泳場の使用の

承認を受け、又は使用の承認の申請をしている者は、この条例の規定により使用の承認を受け、又は使用の承認の申請をしたものとみなす。

別表（第6条、第20条関係）

名称	単位		使用日	使用料	
				使用者の住所又は 使用団体の所在地	
				区内	区外
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	1人・1回		夏季	360円	360円
	1人・1回	2時間以内	夏季以外の 季	480円	480円
超過時間 30分ごと		110円		110円	
萩中公園水泳場	1人・1回	3時間以内	夏季	360円	360円
		2時間以内	夏季以外の 季	480円	480円
		超過時間 30分ごと		110円	110円
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	貸切り・1回	2時間以内	夏季以外の 季	35,600円	42,700円
		1時間 30分以内	夏季	20,100円	24,100円
夏季以外の 季			26,800円	32,200円	
萩中公園水泳場		2時間以内	夏季以外の 季	25,400円	30,500円
		1時間 30分以内	夏季	14,400円	17,300円
夏季以外の 季			19,100円	22,900円	

備考

- (1) 入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、区外の使用料の2倍に相当する額（計算方法については、区長が別に定める。）を徴収する。水泳以外の目的で、水泳場を使用する場合も同様とする。
- (2) 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間のうち、規則で定める期間とする。
- (3) 夏季以外の季の個人使用において超過時間 30分ごとの超過使用料を徴収する場合は、30分に満たない端数は、これを30分とする。
- (4) 貸切りで使用する場合は、コース単位でを使用することができる。この

場合の使用料は、平和島公園水泳場・東調布公園水泳場の使用料の7分の1相当額（計算方法については、区長が別に定める。）にコース数を乗じて得た額とする。

（5） 前号の規定によりコース単位で使用する場合は、3コースまでとする。

ただし、コースに空きがある場合は、この限りでない。

（提案理由）

水泳場の設置及び管理について必要な事項を定め、水泳場の利用の適正化を図り、もって区民の健康の増進と生活文化の向上に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

地域産業委員会 令和6年2月27・28日
スポーツ・文化・国際都市部 資料6番
所管 文化振興課

第 16 号議案

大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例の制定について

1 制定理由

大田文化の森の一部施設の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、ホール及び楽屋の供用を停止するため、新たに大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例を制定する。

2 条例内容

裏面のとおり

3 施行年月日

令和6年5月1日

裏面あり

第 16 号議案

大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田文化の森条例（平成 13 年条例第 19 号）に規定する施設のうち、ホール及び楽屋は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田文化の森の一部施設の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、ホール及び楽屋の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

地域産業委員会 令和6年2月27日・28日
産業経済部 資料3番
所管 産業振興課

第17号議案

大田区中小企業者賃貸住宅条例の一部を改正する条例

1 改正理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例による、第7条の2第2項の証明を受けた同条例第3条の2第2号に規定するパートナーシップ関係の相手方を加えるため。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行年月日

令和6年4月1日

大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成 14 年条例第 48 号）新旧対照表

新	旧
○大田区中小企業者賃貸住宅条例 平成 14 年 10 月 18 日 条例第 48 号	○大田区中小企業者賃貸住宅条例 平成 14 年 10 月 18 日 条例第 48 号
第 1 条から第 15 条 （略） （転貸等の禁止）	第 1 条から第 15 条 （略） （転貸等の禁止）
第 16 条 使用者は、住宅を従業員以外の者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。	第 16 条 使用者は、住宅を従業員以外の者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。
2 使用者は、当該住宅に <u>従業員又は次に掲げる者</u> 以外の者を入居させてはならない。この場合において、 <u>第 1 号及び第 2 号の者</u> にあつては当該使用者と、 <u>第 3 号及び第 4 号の者</u> にあつては当該従業員と同居しなければ入居することができない。	2 使用者は、当該住宅に <u>2 親等内の親族若しくは配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u> 又は従業員若しくは従業員の 2 親等内の親族若しくは配偶者以外の者を入居させてはならない。この場合において、 <u>使用者の 2 親等内の親族又は配偶者は当該使用者と、従業員の 2 親等内の親族又は配偶者は当該従業員と同居しなければ入居することができない。</u>
<u>（1） 使用者の 2 親等内の親族</u>	
<u>（2） 使用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u>	
<u>（3） 従業員の 2 親等内の親族</u>	
<u>（4） 従業員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>	
3 前項の規定にかかわらず、区長は、同居を必要とする相当の事由があると認めるときは、使用者の 2 親等内の親族若しくは配偶者 <u>若しくはパートナーシップ関係の相手方</u> 又は従業員若しくは従業員の 2 親等内の親族若しくは配偶者 <u>若しくはパートナーシップ関係の相手方</u> 以外の者の入居を許可することができる。	3 前項の規定にかかわらず、区長は、同居を必要とする相当の事由があると認めるときは、使用者の 2 親等内の親族若しくは配偶者又は従業員若しくは従業員の 2 親等内の親族若しくは配偶者以外の者の入居を許可することができる。

新	旧
第 17 条から第 28 条まで (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 17 条から第 28 条まで (略)

地域産業委員会
令和6年2月27日・28日
産業経済部 資料4番
所管 産業振興課

第18号議案

大田区産業連携支援施設条例を廃止する条例

- 1 廃止する条例
大田区産業連携支援施設条例
- 2 廃止理由
大田区産業連携支援施設を廃止するため、条例を廃止する必要があるため。
- 3 廃止施設
大田区新産業創造支援施設
- 4 施行予定日
令和6年4月1日

令和5年度一般会計補正予算（第6次）案について

歳入

（款）寄附金 （項）寄附金 単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
寄附金	384,934	26,876	411,810	寄附金 26,876	1 寄附金（地域力推進課） 地域力応援基金寄附金 704

事項別明細書（第6次）42・43頁

1 寄附金（地域力推進課）

補正前：0千円 補正額：704千円 補正後：704千円

地域力応援基金寄附金を受領したことに伴う増

（款）諸収入 （項）雑入 単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
雑入	1,155,553	26,484	1,182,037	その他 26,484	3 自治総合センターコミュニティ助成金（地域力推進課） △2,500

事項別明細書（第6次）44・45頁

3 自治総合センターコミュニティ助成金（地域力推進課）

補正前：7,500千円 補正額：△2,500千円 補正後：5,000千円

自治総合センターによるコミュニティ助成事業の助成決定団体数が当初の見込みを下回ったことによる減

（次項あり）

歳 出

(款) 総務費 (項) 地域振興費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
地域振興総 務費	2,557,511	△43,728	2,513,783	負担金、補助及 び交付金 △2,500	2 自治会関係事務 (地域力推進課) △2,500

事項別明細書 (第6次) 54・55 頁

2 自治会関係事務 (地域力推進課)

補正前：67,913 千円 補正額：△2,500 千円 補正後：65,413 千円

自治総合センターによるコミュニティ助成事業の助成決定団体数が当初の見込みを下回ったこと
による減

(款) 総務費 (項) 地域振興費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
区民施設費	900,361	△4,000	896,361	負担金、補助及 び交付金 △4,000	1 指定保養施設 (地域力推進課) △4,000

事項別明細書 (第6次) 54・55 頁

1 指定保養施設 (地域力推進課)

補正前：12,000 千円 補正額：△4,000 千円 補正後：8,000 千円

指定保養施設の利用者数が想定を下回ることによる減

(款) 総務費 (項) 地域振興費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	補正額の説明
特別出張所 費	2,218,389	△64,202	2,154,187	工事請負費 △64,202	1 区民センター管理運営費 (矢口特別出張所) △64,202

事項別明細書 (第6次) 54・55 頁

1 区民センター管理運営費 (矢口特別出張所)

補正前：134,059 千円 補正額：△64,202 千円 補正後：69,857 千円

照明取替に伴い実施予定であった内壁改修工事が不要となったことによる減

(次項あり)

繰越明許費**(款) 総務費 (項) 地域振興費**

単位：千円

節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額	説明
工事請負費	8,100	0	8,100	1 文化センター管理運営費 (千束特別出張所) 石川町文化センターエレベーター 改修工事 8,100
	4,928	0	4,928	2 北蒲広場管理運営費 (蒲田東特別出張所) 高圧ケーブル引替工事 4,928

事項別明細書 (第6次) 126・127 頁

1 文化センター管理運営費 (千束特別出張所)

翌年度繰越：8,100 千円

石川町文化センターエレベーター改修工事の入札時期が3月であり事業者から前払金の請求が行
われない可能性があるため

2 北蒲広場管理運営費 (蒲田東特別出張所)

翌年度繰越：4,928 千円

高圧ケーブルの供給ひっ迫により年度内に工事が完了しない可能性があるため

令和5年度一般会計補正予算（第6次）案について

歳入

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 1 使用料 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 総務使用料	757,077	356	757,433	22 行政財産目的外 使用料 356	1 行政財産目的外使用料 356

事項別明細書(第6次)36、37頁

1 行政財産目的外使用料

補正前： 240千円 補正額： 356千円 補正後： 596千円

郷土博物館における新たな行政財産目的外使用許可に伴う使用料の増

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
8 総務費 補助金	681,880	△212,196	469,684	10 スポーツ文化 国際費補助金 △10,100	1 教育支援体制整備事業 △3,328 2 住宅・建築物安全 ストック形成事業 △6,772

事項別明細書(第6次)38、39頁

1 教育支援体制整備事業

補正前： 3,328千円 補正額： △3,328千円 補正後： 0千円

補助金交付方法変更による減

2 住宅・建築物安全ストック形成事業

補正前： 11,539千円 補正額： △6,772千円 補正後： 4,767千円

補助金交付額変更による減

(款) 15 都支出金 (項) 2 都補助金 単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 総務費 補助金	11,053,197	△100,092	10,953,105	4 スポーツ文化 国際費補助金 57,005	1 花火大会経費 △150 2 外国人の子供の就学 促進事業費補助金 10,106 3 スポーツ空間 バージョンアップ補助金 46,449 4 地方スポーツ振興費 補助金 600

事項別明細書(第6次)40、41頁

1 花火大会経費

補正前： 400 千円 補正額： △150 千円 補正後： 250 千円

補助金交付額変更による減

2 外国人の子供の就学促進事業費補助金

補正前： 0 千円 補正額： 10,106 千円 補正後： 10,106 千円

補助金交付決定による増

3 スポーツ空間バージョンアップ補助金

補正前： 0 千円 補正額： 46,449 千円 補正後： 46,449 千円

補助金交付決定による増

4 地方スポーツ振興費補助金

補正前： 0 千円 補正額： 600 千円 補正後： 600 千円

補助金交付決定による増

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
1 寄附金	384,934	26,876	411,810	1 寄附金 26,876	1 寄附金 1,080

事項別明細書(第6次) 42、43 頁

1 寄附金

補正前： 148 千円 補正額： 1,080 千円 補正後： 1,228 千円

勝海舟基金寄附金を受領したことによる増

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 3 スポーツ文化国際費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
2 スポーツ振興費	2,910,215	△57,800	2,852,415	12 委託料 △5,200 14 工事請負費 △52,600	1 大森スポーツセンター 維持管理 △21,000 2 大田区総合体育館 維持管理 △36,800

事項別明細書(第6次)56、57 項

1 大森スポーツセンター維持管理

補正前：274,096 千円 補正額：△21,000 千円 補正後：253,096 千円

天井改修その他工事および冷温水発生機交換工事における契約落差による減

2 大田区総合体育館維持管理

補正前：347,658 千円 補正額：△36,800 千円 補正後：310,858 千円

特定天井その他改修工事における契約落差による減

(款) 2 総務費

(項) 3 スポーツ文化国際費

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節	説明
3 文化国際費	2,187,990	△65,313	2,122,677	10 需用費	1 平和都市宣言記念事業
				△432	△16,687
				食糧費	2 大田区民ホール等
				△260	管理運営費
				一般需用費	△27,500
				△172	(1)大田区民ホール
				11 役務費	等施設管理
				△196	(△27,500)
				12 委託料	3 文化施設管理運営費
				△15,960	△22,206
				13 使用料及び賃借料	(1)その他施設費
				△99	(△22,206)
				14 工事請負費	
				△12,012	
				18 負担金、補助及び交付金	
				△27,500	
				22 償還金、利子及び割引料	
				△10,194	
				24 積立金	
				1,080	

事項別明細書(第6次)56、57、58、59頁

1 平和都市宣言記念事業

補正前：77,986千円 補正額：△16,687千円 補正後：61,299千円

荒天により事業を中止したことによる減

2 大田区民ホール等管理運営費

(1) 大田区民ホール等施設管理

補正前：296,694千円 補正額：△27,500千円 補正後：269,194千円

電気料負担額の執行状況を加味した減

3 文化施設管理運営費

(2) その他施設費

補正前：367,937千円 補正額：△22,206千円 補正後：345,731千円

熊谷恒子記念館長寿命化工事の内容変更及び文化施設使用料過年度還付金の執行状況を加味した減

繰越明許

(款) 2 総務費

(項) 3 スポーツ文化国際費

単位：千円

節	事業費	年内執行見込額	翌年度繰越額	説明
14 工事請負費	97,113	0	97,113	1 文化施設管理運営費 97,113

事項別明細書(第6次)126、127頁

1 文化施設管理運営費

翌年度繰越額：97,113千円

(仮称)南馬込四丁目資料館大規模改修工事における電気設備等の工事前払金の請求が年度内に行われない可能性に備えた繰越及び龍子記念館高圧ケーブルの資材調達遅延による工事延伸の可能性に備えた繰越

令和5年度一般会計補正予算（第6次）案について

歳入

(款) 15 都支出金 (項) 2 都補助金 単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
4 産業経済費 補助金	275,705	△59,934	215,771	1 産業経済 費 補助金 △59,934	1 東京都商店街チャレン ジ戦略支援事業

事項別明細書（第6次）42、43頁

1 東京都商店街チャレンジ戦略支援事業

補正前：150,711千円 補正額：△59,934千円 補正後：90,777千円

商店街チャレンジ戦略支援事業減額補正に伴う東京都補助金の減

(款) 20 諸収入 (項) 4 受託事業収入 単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
3 産業経済費 受託収入	234,823	△14,878	219,945	1 産業経済 費 受託収入 △14,878	1 中小企業センター等管 理

事項別明細書（第6次）44、45頁

1 中小企業センター等管理

補正前：234,823千円 補正額：△14,878千円 補正後：219,945千円

産業プラザ維持管理費減額補正に伴う東京都負担金の減

(款) 20 諸収入 (項) 7 雑入

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
8 施設等収入	159,369	△31,489	127,880	1 施設等利用者負担金 △31,489	1 産業プラザ施設管理費負担金 △8,202 2 施設利用者光熱水費等負担金 △23,287

事項別明細書（第6次）44、45頁

1 産業プラザ施設管理費負担金

補正前：89,777千円 補正額：△8,202千円 補正後：81,575千円

産業プラザ維持管理費減額補正に伴う産業振興協会負担金の減

2 施設利用者光熱水費等負担金

補正前：55,707千円 補正額：△23,287千円 補正後：32,420千円

インダストリアルパーク羽田電気料金減額補正に伴う利用者負担金、産業プラザ維持管理費減額補正に伴う事業所等負担金の減

歳出

(款) 5 産業経済費 (項) 1 産業経済費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
2 産業振興費	4,707,652	△195,457	4,512,195	18 負担金、補助及び交付金 △195,457	1 (公財)大田区産業振興協会の運営 △12,385 (1) 事業費補助 (△12,385) 2 にぎわい・つながりの創出 △94,416 (1) 商店街チャレンジ戦略支援事業 (△94,416) 3 経営基盤の強化支援 △88,656 (1) 中小企業融資 (△88,656)

事項別明細書（第6次）84、85頁

1 (公財)大田区産業振興協会の運営

(1) 事業費補助

補正前：366,336千円 補正額：△12,385千円 補正後：353,951千円
 執行見込に伴う減

2 にぎわい・つながりの創出

(1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

補正前：288,368千円 補正額：△94,416千円 補正後：193,952千円
 執行見込に伴う減

3 経営基盤の強化支援

(1) 中小企業融資

補正前：1,733,665千円 補正額：△88,656千円 補正後：1,645,009千円
 執行見込に伴う減

(款) 5 産業経済費 (項) 1 産業経済費

単位：千円

目	補正前 の額	補正額	計	節	説明
3 産業施設費	1,527,197	△78,930	1,448,267	10 需用費 △56,503 光熱水 費 △56,503 13 使用料 及び 賃借料 △22,427	1 工業集積の維持・発展 に向けた支援 △23,023 (1) 産業支援施設その他 の維持管理費 (△23,023) 2 産業プラザ維持管理費 △55,907

事項別明細書 (第6次) 84、85頁

1 工業集積の維持・発展に向けた支援

(1) 産業支援施設その他の維持管理費

補正前：512,615千円 補正額：△23,023千円 補正後：489,592千円
 執行見込に伴う減

2 産業プラザ維持管理費

補正前：745,907千円 補正額：△55,907千円 補正後：690,000千円
 執行見込に伴う減

臨海斎場施設整備基本方針(案) 概要版

平成30年度に策定した「臨海斎場施設整備基本方針」について、近年の人口動態や他斎場の動向などの事業環境の変化を受け、精査・見直しをし、改めて施設整備に関する基本的考え方を整理した。

地域産業委員会
令和6年2月27・28日
地域力推進部 資料20番
所管 地域力推進課

I 施設整備に関する基本的な考え方

1 将来火葬需要と必要火葬炉基数

基本方針(案)3~4p

- (1)組織区の死亡者数 : 令和4年度実績 **23,344人/年** → 2060~'64年平均**34,367人/年**
(平成30年度時点の予測は、**33,980人/年**)
- (2)臨海斎場の火葬需要 : 令和4年度実績 **9,841人/年** → 2060~'64年平均**14,444人/年**
(平成30年度時点の予測は、**13,007人/年**)
- (3)将来火葬需要に対応するための火葬炉基数は、**17基(3.5回転/1炉)~20基(3回転/1炉)**となる。
- (4)災害時や感染症発生時等に需要が高まることも踏まえ、**10基増設**し、合計**20基**とする。

3 既存施設の活用(式場の増設)

基本方針(案)9~12p

- (1)通夜や参列者数は減少傾向にあり、1日葬・家族葬が多いが、式場ニーズは高く、1週間から10日待ちの状態である(令和5年度時点)。
- (2)既存施設の火葬待合室(8室)を有効活用し、式場として利用できるようにする。
- (3)棺を昇降させるエレベーターの設置や火葬待合室で式を行えるよう既存施設を改修する。
- (4)右表のとおり、既存施設4式場に加え、式場として利用できる室を段階的に増やす。

	現在	EV設置後~増築前	増築後
式 9時~・火葬10時~	0室	3室	4室
式 10時~・火葬11時~	2室	2室	4室
式 11時~・火葬12時~	2室	3室	4室
式場の数	4室	8室	12室

2 増築施設の整備

※令和5年度調査検討時点の案であるため、基本設計後に、多少の変更が生じる場合がある。基本方針(案)5~8p

- (1)将来の火葬需要に対応できる必要な諸室及び規模の施設とする。
- (2)利用者の利便性を高めるため、既存施設を有効的に活用できる一体的な構造とする。
- (3)将来の施設改修に備え、既存施設と増築施設の機能をそれぞれ独立させる。
- (4)再生可能エネルギーの活用など脱炭素化に資する整備を検討する。
- (5)必要な増築施設の諸室・規模について、下表のとおり変更する。

	平成30年度施設整備基本方針	令和5年度精査・見直し後
1.火葬炉	6基	10基
2.告別・収骨室	炉前に告別室・収骨室を独立して設定	炉前に告別室・収骨室を独立して設定
3.式場等	式場、会葬者控室、遺族控室、僧侶控室 各3室	・既存の火葬待合室8室を式場としても活用する。 ・多目的室3室を設置し、利用者ニーズに応じた柔軟な対応を可能とする。
4.保冷库	16庫	20庫
5.火葬待合室	6室(各部屋30人程度)	7室(各部屋30人程度)
6.多目的室	なし	3室

II 資金計画

1 施設整備に係る概算費用および財源

基本方針(案)17~26p

※概算費用は、令和5年度検討調査時点の想定額であり、今後、事業を進めるにあたり、変更される。

都市計画交付金対象(火葬場部分(90%))組織区への交付金 約3,980,025千円
内訳 ア. 都市計画交付金(25%) 約995,006千円
イ. 財政調整交付金(75%) 約2,985,019千円 ※港区は不交付(R5年度時点)

項目	概算費用	内訳	財源	スケジュール											
				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
(1)増築施設の整備	約4,516,450千円 <small>(平成30年度時点は約3,000,000千円)</small>	①都市計画決定前の経費(基本設計等)	約94,200千円	・施設整備基金	基本方針 → 基本設計 → 地中調査 → 都市計画変更決定										
		②実施設計、設計施工監理	約176,000千円	・施設整備基金	実施設計 → 設計・施工監理 → 供用開始										
		③建築工事費	約4,246,250千円	・組織区負担金(約995,006千円) ・施設整備基金(約937,698千円) ・地方債発行(約2,313,546千円) →元利償還金は、組織区から「負担金」として歳入	建築工事 → 起債 ●起債 ●起債										
(2)式場増設に伴う改修	約52,360千円	①基本設計等	約1,210千円	・令和5年度予算	EV基本設計										
		②実施設計	約1,650千円	・施設整備基金	EV実施設計 → 式場貸出4室増(計8室) → 式場貸出4室増(計12室)										
		③改修工事費	約49,500千円	・施設整備基金	EV発注 → 改修工事										
(3)既存施設の修繕・更新(9か年(R6~14年度))	約1,516,622千円 (約168,514千円/年)	①施設全体	約939,950千円 (約104,439千円/年)	・利用料収入 ・R12~R13年度の大規模修繕(改修)費は、施設整備基金(R5~6年度は一部)	大規模修繕 → 建物設備計画修繕 → 大規模修繕(改修)										
		②火葬炉	約576,672千円 (約64,075千円/年)	・利用料収入	火葬炉計画修繕										
全体	約6,085,432千円														

※上記の他、コンストラクション・マネジメント(CM)業務委託費については、施設整備基金を財源とする。

2 今後の検討事項

基本方針(案)22,26~27p

今後、臨海斎場で発生する経費の実績や予測を踏まえ、組織区負担金の額や按分方法、地方債の発行にあたり、起債額や償還期限等について組織区と協議・検討(令和7~8年度)し、必要に応じて組合規約を改正する。

臨海部広域斎場組合施設整備基本方針（案）

令和6年2月7日

目次

I	施設整備に関する基本的な考え方	3
第1	将来火葬需要と必要火葬炉基数	3
	1. 将来死亡者数と将来火葬需要	3
	2. 必要火葬炉基数	3
第2	増築施設の整備	5
	1. 平成30年度臨海斎場施設整備基本方針からの変更点	5
	2. 整備内容	5
	3. 増築施設の設置場所および各室の配置	7
	4. 施設整備におけるその他の方針	7
第3	既存施設の活用	9
	1. 式場等各室の利用状況（令和5年度時点）	9
	2. 既存施設の活用	9
第4	施設整備スケジュール	13
	1. 式場の増設（エレベーターの設置）	13
	2. 増築施設の整備	13
第5	施設イメージ	15
	1. 施設の構成	15
	2. 施設の全体配置図	15
II	施設整備に係る資金計画	17
第1	概算費用（増築施設・既存施設・火葬関係設備）	17
	1. 増築施設の建設等費用	18
	2. 式場増設に伴う既存施設の改修費用	18
	3. 既存施設の修繕・更新費用	19
第2	施設整備に係る財源確保	21
	1. 既存施設の施設整備に係る財源（実績）	21
	2. 増築施設の財源確保の考え方	22
第3	施設整備基金の活用	
	1. 施設整備基金の用途	24
	2. 臨海部広域斎場組合理約の見直し	26
第4	地方債の発行	27
	1. 地方債発行の考え方	27
	2. 地方債償還の考え方	27

I 施設整備に関する基本的な考え方

臨海部広域斎場組合では、平成30年度に「臨海斎場施設整備基本方針」を策定したが、近年の人口動態や他斎場の動向などの事業環境の変化を受け、令和5年度に改めて施設整備にあたり、検討調査を実施した。「臨海斎場施設整備検討調査業務委託報告書（令和6年3月 NPO 法人日本環境斎苑協会）」を踏まえ、近年の区民ニーズの変化や将来の火葬需要に対応するため、「臨海斎場施設整備基本方針」を精査・見直し、改めて施設整備に関する基本的な考え方を整理した。

第1 将来火葬需要と必要火葬炉基数

1. 将来死亡者数と将来火葬需要

(1) 将来死亡者数

○組織区5区の人口ビジョン数値に基づいて推計した死亡者数は、2025～'29年（令和5年～9年）平均24,056人/年から漸増し、2060～'64年（令和42年～46年）にピークとなり、平均34,367人/年に達する。

(2) 将来火葬需要

○臨海斎場の火葬需要は、2022年（令和4年度）実績9,841人/年から漸増し、2060～'64年にピークとなり、平均14,444人/年に達する。

2. 必要火葬炉基数

(1) 必要火葬炉数の考え方

○臨海斎場において、将来の火葬需要が最も高まる年度（2060～'64年）には、14,444人/年の火葬件数となり、1日あたり最大56.08件の火葬に対応しなければならない。

○1炉あたり1日最大3.5回転で火葬業務を行った場合、既存の火葬炉10基の他に最低7基の火葬炉が必要である（1日59.5件）。1炉あたり、1日最大3.0回転で火葬業務を行う場合は、既存の火葬炉10基の他に10基の火葬炉が必要となる（1日60件）。

○1日最大3.5回転は、現状の火葬対応時間（9:00開始枠～16:00開始枠）を最も効率よく運転する必要があるが、ご葬家や交通事情等により、火葬開始時間が遅れた場合は、他利用者へも影響が発生する。また、火葬炉への負荷がかかるため、中長期的な維持管理費が高くなる可能性がある。そのため、1炉あたりの回転数には余裕を持たせる必要がある。

○現状、冬季（11月～2月）は火葬需要が高く、1日最大受入件数の35件の火葬を

行う日が発生している。1日35件の火葬を行った日数は、令和元年度0件、令和2年度2件、令和3年度19件、令和4年度54件であった。この間、新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の受入を行ったため、臨海斎場への持込率が上がり火葬件数の増加につながったと考えられる。将来起こり得る感染症の発生や災害等の緊急時に対応できるよう、炉の基数を確保する必要がある。

- 区民ニーズの高い火葬時間帯は、葬儀終了後の、11時台、12時台、13時台が中心である。火葬炉数を増やすことで、ニーズの高い時間帯の対応可能件数を増やすことで、区民ニーズに応えることができる。
- 組織区の臨海斎場への持込率が増加した場合においては、3.5回転/日稼働させることで対応できるようにする。(令和4年度は、5区の死亡者数23,344人に対して、本斎場の5区の火葬件数9,158件を差し引いた14,186件が他の火葬場での対応となっている。死亡者数がピークとなる2060～'64年の段階で、本斎場では、稼働率80%で、20基を3.0回転した場合は、死亡者34,368人中、15,960件の火葬に対応でき、残りの18,408件を他斎場で対応すれば間に合う計算となる。同様に3.5回転した場合は、18,620件の火葬に対応でき、残りの15,748件を他斎場で対応すれば間に合う計算となる。)

【基数および回転数別の1日最大火葬件数】

将来の火葬需要が最も高まる年度(2060～'64年)には、1日最大56.08件の対応が必要となる。なお、故障時等に対応できるよう予備炉1基を確保する。

	2.5回転	3.0回転	3.5回転
16基(6基増設)	37.5件	45.0件	52.5件
17基(7基増設)	40.0件	48.0件	56.0件
18基(8基増設)	42.5件	51.0件	59.5件
19基(9基増設)	45.0件	54.0件	63.0件
20基(10基増設)	47.50件	57.0件	66.5件

(2) 必要火葬炉数

- 増築施設には、10基の火葬炉を設置する。
- 通常は、1日最大3.0回転で20基(既存10基を含む)の運用とし、緊急時等には、3.5回転させ、1日最大火葬件数を増やす運用とする。

第2 増築施設の整備

1. 平成30年度臨海斎場施設整備基本方針からの変更点

(1) 基本的な考え方

○将来の火葬需要に対応するため、増設施設は、2030年度（令和12年度）の事業開始を想定した施設整備スケジュールとする。整備にあたっては、2060～'64年の死亡者数のピーク時に対応できる必要な諸室及び規模の施設とする。

(2) 基本方針の変更点

○平成30年度臨海斎場施設整備基本方針では、火葬炉6基を想定していたが、将来の火葬需要を踏まえ、火葬炉10基を整備する。火葬炉に必要な面積の確保を優先するため、式場等の設備については、増築施設には含めないこととする。

○しかし、式場については、区民ニーズが高く、現在も式場を利用するための待ち期間が1週間から10日程度あることから、既存施設を活用し、式場として利用できる部屋を確保することとする。

【臨海斎場施設整備基本方針の変更点】

	平成30年度臨海斎場 施設整備基本方針	➡	施設整備基本方針 精査・見直し結果
1.火葬炉	6基		10基
2.告別・収骨室	炉前に告別室・収骨室を独立して設定		炉前に告別室・収骨室を独立して設定
3.式場等	式場 3室 会葬者控室 3室 遺族控室 3室 僧侶控室 3室		・既存施設の火葬待合室8室を式場としても活用する。 ・多目的室3室を設置し、利用者ニーズに応じた柔軟な対応を可能とする。
4.保冷库	16庫		20庫
5.火葬待合室	6室（30人程度）		7室（30人程度）
6.多目的室	なし		3室

2. 整備内容

(1) 火葬炉

○死亡者数がピークとなる2060～'64年に対応するためには、最低7基（1炉1日当たり3.5回転した場合）から10基（1炉1日当たり3回転した場合）が必要とされる。しかし、災害時や直近の新型コロナウイルス感染症発生のような緊急時には、炉の回転数を（1日3回転から3.5回転に）上げることで、1日の火葬件数を増やせる

よう、10基を増設する。

○戦後以降、日本人の平均身長・平均体重は、増加しており、今後の死亡者の身体の大きさを踏まえた火葬炉の選定・設計をする。

(2) 告別・収骨室

○増設する火葬炉10基分について、告別・収骨室という独立した部屋を10室整備する。増築施設では、告別・収骨を炉前に配置するため、会葬者は移動の必要はなく、併せてプライベート空間を確保する。

○日本人の平均身長・平均体重の増加により、火葬後の焼骨の量が多くなる傾向があることから、現在使用している骨壺(7寸)に加え、一つ上のサイズ(8寸)を一定数準備する。

(3) 式場等

○式場の利用ニーズは高く、現在は式場を利用するための待ち期間が1週間から10日程度ある。また、葬儀の形態が変化し、臨海斎場開設当初に比べ、通夜を行わない1日葬や、会葬者の少ない小規模葬、親族のみで執り行われる家族葬の割合が高くなった。

○平成30年度の臨海斎場施設整備基本方針では、3室の増設を想定していたが、火葬炉数の確保が必要なため、式場等の設置は困難である。

○そのため、既存施設の火葬待合室8室を、1日葬、家族葬(20名程度)を対象とした式場としても利用することで、既存施設に、式場として利用できる部屋を8室増やす。

○現状、会葬者数20名以下の式の実施が全体の68%程度(令和5年度時点)に上っていることから、小規模葬、家族葬を想定し、新たに遺族控室と僧侶控室は増設しない。その代わりに、必要に応じて利用ができるよう多目的室3室を設ける。

(4) 保冷库

○火葬炉10基増設に伴い、保冷库を20庫増設する。

○棺の動線を踏まえ、増築施設に設置する保冷库は、主として火葬のみの(臨海斎場で式をあげない)柩を保管することを想定する。

(5) 火葬待合室

○火葬炉10炉増設に合わせて、火葬待合室7室を増設する。

○既存施設の火葬待合室の利用定員は、54名であるが、現状、火葬待合室1室あたりの平均利用人数が、14~15名であることを踏まえ、利用定員は30名程度の部屋とする。

(6) 多目的室

○3室設置し、必要に応じて、既存施設の2階火葬待合室を式場として利用する際の会葬者控室・遺族控室・僧侶控室として貸し出すほか、特別な配慮を必要とする方(障がい者、乳幼児、急病人等)の個室として利用できるようにする。

3. 増築施設の設置場所および各室の配置

(1) 増築施設の設置場所

○北側駐車場に現在の火葬棟を延伸する形で2階建ての施設を増築する。

(2) 各室の配置

○火葬炉、告別・収骨室、柩保管室は1階に設置し、火葬待合室は2階に設置する。増築部分の延床面積は約3,575㎡程度と想定する。

【各室の配置】

	増築施設 (延床約 3,575 ㎡)	既存施設 (延床 7,599.31 ㎡)	
	火葬棟	火葬棟	式場棟
2階	火葬待合室7室 多目的室3室 待合ホール	火葬待合室8室 (→式場としても利用可能とする。) 待合ホール	会葬者控室4室 遺族僧侶控室4室 売店・喫茶室
1階	火葬炉10基 告別・収骨室10室 柩保管室(20庫)	火葬炉10基 収骨室4室	式場4室 柩保管室(24庫) 納棺室 面会室

4. 施設整備におけるその他の方針

(1) 将来の施設改修に備えた設計

○施設の築年数が経過することで、将来的に、施設を休館せざるを得ない大規模な改修工事が必要とされる。しかし、火葬場は、組織区民の火葬需要に対応しなければならず、長期間休館させることが許されない施設である。そのため、既存施設と増築施設の機能をそれぞれ独立させることで、一方の施設が工事で休館する間は、もう一方の施設で火葬ができる設計とする。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた取り組み

○温室効果ガス排出量を削減するため、蓄電池を活用した太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用、建築物の高断熱化、省エネ型空調設備やLED照明などの脱炭素化に資する整備について検討する。

○火葬の主たる燃料は都市ガスであるため、省エネ化によるCO₂削減や公害防止など環境面に配慮された高効率・高性能な火葬炉を導入するとともに、将来を見据え、水素を含む次世代エネルギーの活用に関する技術開発の動向について注視する。

(3) 動物炉設置の考え方

○全国の火葬場における動物炉の併設割合は、平成22年度は12.9%であったが、令和

5年度には全体の17.5%となり、増加している。

○しかし、臨海斎場においては、次の理由から動物炉の設置は行わない。

- ・組織区5区においては、今後も（人体の）火葬件数が増加すること。
- ・組織区内において、（人体の）火葬場新設候補地を確保することが困難であること。
- ・臨海斎場において動物炉を設置する場合は、動線の確保をしなければならず、必要な（人体の）火葬炉数の確保が困難になること。
- ・周辺には民間のペット火葬業者が営業しており、民業圧迫となる可能性があること。

第3 既存施設の活用

1. 式場等各室の利用状況（令和5年度時点）

（1）式場等の利用状況

- 臨海斎場には、4室の式場（1室あたり113.03㎡ 椅子70脚）があり、稼働率は、100%に近い状況で、式場の予約待ち期間は、1週間から10日程度である。一方、近隣の公営斎場の稼働率は高くない。これは、葬儀後の火葬場への移動が負担となるため、火葬場の併設された臨海斎場の式場が選択されるためである。
- H24年度は式場利用者の内、通夜を行うケースは9割だったが、年々減少し、R5年度時点では30%台まで減少している。1日葬の増加が顕著である。
- 臨海斎場で行われる式の参列者数は、参列者10人以下の式は全体の25.5%、20人以下は68.9%、30人以下は82.6%であり、葬儀の小規模化や家族葬が増加している。
- 遺族等控室および会葬者待合室の利用状況は、85%～95%と高い利用率である。なお、火葬時間中は、式場利用者は、これらの控室を利用してもらうため、火葬待合室の利用はできない。

（2）保冷庫の利用状況

- 式場の予約待ち期間に連動し、式場を利用する場合の保冷庫の利用期間は1件あたり平均6日程度である。一方、式場を利用しない場合の保冷庫の利用期間は2～3日程度である。

（3）火葬待合室の利用状況

- 火葬待合室の利用率は、減少傾向にある。（H24年度43.5%→R5年度35.7%）
- 火葬1件あたりの平均参列者数は、減少傾向にある。（H24年度平均15.5名→R5年度9.6名）
- 火葬待合室1室あたりの平均利用者数は、減少傾向にある。（H24年度平均20.0名→R5年度14.1名）
- 火葬待合室は、12:30～14:30の間に8室中4～6室利用されているが、午前中と15:30以降は、0～2室しか使われていない。

2. 既存施設の活用

（1）既存施設の活用の考え方

- 平成30年度基本方針では、式場3室の増設を予定していたが、火葬炉の数を確保する必要があるため、式場を増設することが困難である。
- 葬儀の形が変化し、通夜や参列者数は減少傾向にあり、1日葬、家族葬が多くなっている。新たに式場等を設置する場合は、これらのニーズに適した広さの部屋を設置する必要がある。
- 既存施設の火葬待合室は、十分に活用されていないため、有効活用することができる。

- 既存施設が築20年を超え、今後は設備更新のため、施設の維持管理コストが増大する見込みである。(過去10年間の修繕工事費は、年平均約4,500万だったが、今後は、年平均15,000万以上と想定している。)そのため、歳入アップを図る必要がある。
- したがって、既存施設の火葬待合室を式場としても利用できるようにし、区民の式場ニーズに応えることとする。

(2) 火葬待合室の活用方法

- 増築施設供用開始前までの期間は、火葬待合室4室において、式場としても貸出しを行う。ただし、火葬待合室として、整備した部屋であることから、火葬中は、火葬待合室として同部屋を継続して貸出すこととする。
- 臨海斎場の式場を利用せず、火葬のみを行う利用者のための火葬枠を確保するため、増築施設供用開始前は、式場としても貸出す部屋は4室を上限とする。
- 増築施設供用後は、火葬待合室8室を、式場としても貸出しを行う。
- 火葬待合室の利用ニーズの高い時間帯(12時台～14時台)は、式場としての貸出しを行わないこととする。
- 臨海斎場で行われる式の参列者数は、参列者10人以下の式は全体の25.5%、20人以下は68.9%、30人以下は82.6%であることから、主にニーズの高い家族葬を対象として貸出すことを想定し、定員は20名以下とする。

(3) 式場として利用できる部屋の増室

- 既存施設では、「式開始時刻10時・火葬開始11時」を2室、「式開始時刻11時・火葬開始12時」を2室としている。
- 増築施設供用開始前は、「式開始時刻9時・火葬開始10時」を3室、「式開始時刻11時・火葬開始12時」を1室とする。
- 増築施設供用開始後は、「式開始時刻9時・火葬開始10時」を4室、「式開始時刻10時・火葬開始11時」を2室、「式開始時刻11時・火葬開始12時」を2室とする。

【式場として利用できる部屋の数】

	現在	EV 設置後～増築前	増築後
式 9時～・火葬10時～	0室	3室	4室
式 10時～・火葬11時～	2室	2室	4室
式 11時～・火葬12時～	2室	3室	4室
式場の数	4室	8室	12室

【現在の式場利用】 4室

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
既存式場 1										式 →				貸出 (14:00~翌13:00)										
既存式場 2										式 →				貸出 (14:00~翌13:00)										
既存式場 3										式 →				貸出 (14:00~翌13:00)										
既存式場 4										式 →				貸出 (14:00~翌13:00)										

火葬件数 (10炉・35件)									4	5	4	5	4	4	5	4								
式場利用者											2	2												
火葬のみ利用者									4	5	2	3	4	4	5	4								

【EV 設置後～増築前】 8室 (既存式場 4室および火葬待合室 4室)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
火葬待合室 1										式 →														
火葬待合室 2										式 →														
火葬待合室 3										式 →														
火葬待合室 4											式 →													
火葬待合室 5																								
火葬待合室 6																								
火葬待合室 7																								
火葬待合室 8																								

火葬件数 (10炉・35件)									4	5	4	5	4	4	5	4								
式場利用者										3	2	3												
火葬のみ利用者									4	2	2	2	4	4	5	4								

【増築後】 (既存式場 4室および火葬待合室 8室)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
火葬待合室 1										式 →														
火葬待合室 2										式 →														
火葬待合室 3										式 →														
火葬待合室 4											式 →													
火葬待合室 5										式 →														
火葬待合室 6											式 →													
火葬待合室 7											式 →													
火葬待合室 8											式 →													

火葬件数 (20炉・60件) ※									6	6	10	9	10	7	6	6								
式場利用者										4	4	4												
火葬のみ利用者									6	2	6	5	10	7	6	6								

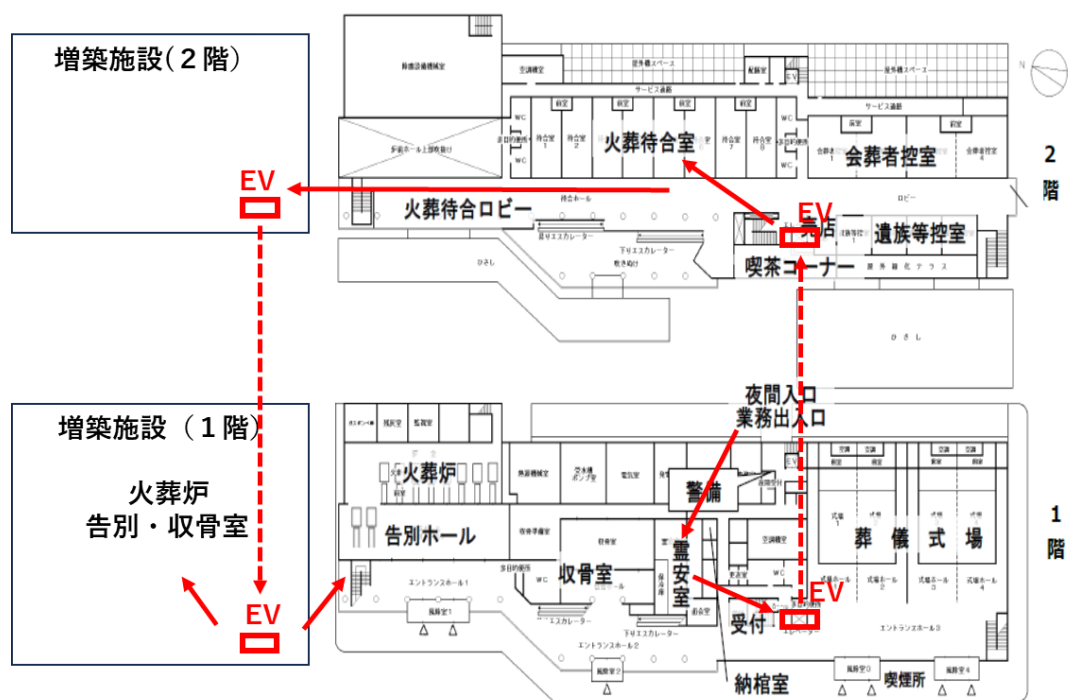
※10 基増設した場合

式	…告別式
→	…火葬
■	…式場としての貸出時間
■	…式場利用後の火葬待合時間
■	…火葬待合室として予約可能時間
■	…貸出不可
■	…火葬待合室の利用ニーズの高い時間帯

(4) 既存施設の改修

- 既存施設の火葬待合室は2階にあるため、式場として利用するには、棺を運ぶエレベーターの設置が必要となる。そのため、棺を乗せられるよう既存エレベーターの改修または新たにエレベーターを増設する。
- 増築施設供用開始前までは、既存施設に設置するエレベーターで、棺の昇り降りを行い、供用開始後は、既存施設のエレベーターを昇り専用、増築施設のエレベーターを降り専用とすることで、動線を確保する。(ただし車いす利用者が式場棟のエレベーターを利用する場合は、昇り降り可能とする。)
- 増築施設供用開始後に、既存施設2階にある火葬待合室を利用して式を行う場合の動線は、式場棟(バックの業者出入口)から棺を入れ、2階へ昇ることとする。火葬する際は、2階から増築された火葬棟へ移動し、増築施設のエレベーターから降りす流れとする。
- 棺保管室を使用する場合は、既存施設の棺保管室を利用することを想定する。(増築施設の棺保管室の使用は、火葬のみを行う場合を想定する。)
- 改修工事期間中(4ヶ月程度)の車いす利用者の昇り降りは、バックヤードの事業者専用エレベーターを使用するものとし、常駐の警備職員が誘導する。

【増築施設供用開始後の棺の動線 (イメージ図)】



第4 施設整備スケジュール

1. 式場の増設（既存エレベーターの改修）

令和6年2月（2か月）	エレベーター基本設計
令和6年4月（4ヶ月）	エレベーター実施設計
令和6年8月（3か月）	エレベーター設置事業者選定
令和6年11月（13ヶ月）	エレベーター発注
令和7年4月（12か月）	火葬待合室内装改修（休館日）
令和7年8月	条例改正（各室の使用料）
令和7年12月（4ヶ月）	エレベーター改修工事
令和8年4月	式場貸出開始（4室増（計8室））
令和12年6月	式場貸出開始（4室増（計12室））

2. 増築施設の整備

令和5年12月	コンストラクション・マネジメント事業者選定
令和6年8月	基本方針決定
令和6年9月	設計事業者・火葬炉メーカー選定
令和8年2月	基本設計決定・都市計画原案決定
令和8年11月	都市計画変更決定
令和9年8月	実施設計決定
令和9年11月（4ヶ月）	施工事業者選定
令和10年2月	工事契約の締結
令和10年5月	工事着工
令和10年8月	条例改正（火葬料・各室の使用料）
令和12年5月	工事竣工
令和12年6月	増築施設供用開始

臨海斎場施設整備スケジュール案

年度		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
臨海斎場施設整備計画	1 施設運営 (既存)	修繕項目精査 業者入札 式場待ち解消検討 EV設置調査 EV基本設計	大規模修繕工事 (外壁改修等) EV実施設計 業者選定 EV発注	受付・設備業者選定 火葬待合室内装改修(休館日) EV設置工事	式場貸出(4室増(計8室))			火葬業者選定 委託事業者開設準備	増設に伴う改修 式場貸出(4室増(計12室))
	2 施設整備基本方針等 (運営連絡会議協議事項)	施設整備検討調査 施設整備基本方針精査・見直し	基本設計検討 条例改正(使用料)検討	実施設計検討 組合規約改正(組織区負担割合)検討 起債計画検討	条例改正(増設施設・使用料)検討				
	3 基本設計・実施設計	CM事業者選定	CM業務委託(既存・増設施設を含めた全体のプランニング) 地質調査 設計者選定 火葬炉メーカー選定 設計支援(火葬炉部分)	基本設計(9~12ヶ月)	実施設計(6~9ヶ月)	入札準備 施工者選定	設計・施工監理(18~24ヶ月)		供用開始
	4 建築工事					契約	工事期間(18~24ヶ月)		
	5 都市計画変更決定		原案作成	都市計画変更決定(9ヶ月) (公聴会→案作成→都協議→公告・縦覧→審議会→決定→告示・縦覧)					
	6 財源確保	都市計画交付金(組織区)		状況報告	申請(R8年度分) 資料提出	申請(R9年度分) 資料提出	申請(R10年度分) 資料提出	申請(R11年度分) 資料提出	申請(R12年度分) 資料提出
		財政調整交付金(組織区)			都調査(R9年度分)	都調査(R10年度分)	都調査(R11年度分)	都調査(R12年度分)	都調査(R13年度分)
		地方債(臨海斎場)				起債計画・都協議(R10年前払金分)	起債計画・都協議(R10年度出来高分)	起債計画・都協議(R11年度出来高分)	
		施設整備基金(▲=取り崩し)	▲前倒し修繕	▲大規模修繕・CM・設計	▲CM・設計	▲設計	▲増築工事	▲増築工事	▲増設工事・既存工事
7 事務局体制	技術職支援体制検討 事務精査		技術職支援 必要に応じて委託や派遣導入						
8 議案等	組合議会・懇談会	8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	
	8月(第2回)	・スケジュール(案)	・基本方針決定	・条例改正(火葬料・各室の使用料) ・規約変更案(必要に応じ)	・組合規約改正(組織区負担割合)案	・起債	・起債 ・条例改正(増設施設・使用料)	・起債	
9 組織区議会・常任委員会	2月(第1回)	・検討調査結果 ・基本方針(案)	・条例改正案(火葬料・各室の使用料)	・基本設計・都市計画変更原案報告	・組合規約改正(組織区負担割合)報告 ・起債計画(案)	・工事契約の締結			
			・基本方針	・条例改正 ・基本設計・都市計画変更原案	・組合規約改正議決(各区) ・(4区 都市計画審議会報告)		・条例改正 ・増設施設		

第5 施設イメージ

1. 施設の構成

○火葬炉 10 基、待合室 7 室、多目的室 3 室等を増築した場合の面積は、総面積 3,575 m²（火葬部門 2,259 m²、火葬待合部門 1,316 m²）と試算される。

○この内、火葬事業として見なされない（と想定される）部分（多目的室等）は、都市計画交付金の対象外経費となるため、資金計画上、式場部分として位置づける。

	火葬部門	延床面積 (m ²)	火葬待合部門	延床面積 (m ²)
2 階	炉機械室	611	待合室 (7 室)	345
			多目的室	149
			待合ホール	234
			トイレ	70
			空調機械室	135
			階段・EV 等	243
		2 階合計	611	2 階合計
1 階	エントランスホール	262	待合スペース	140
	告別収骨室	344		
	炉機械室	344		
	発電機・電気室	145		
	保冷库室	72		
	職員休憩室	39		
	台車庫	59		
	トイレ	33		
	階段・EV 等	350		
	1 階合計	1, 648	1 階合計	140
	1・2 階合計	2, 259	1・2 階合計	1, 316
総延床面積		3, 575 m ²		

2. 施設の全体配置図

増築施設は、既存施設の火葬炉と連続したスペースに設けるため、北側駐車場に設置する。令和 5 年度施設整備検討調査において、火葬炉 10 基、待合室 7 室、多目的室 3 室等を増築した場合の仮の全体配置図を作成した。（令和 6 年度以降の基本設計・実施設計により変更される場合あり。）

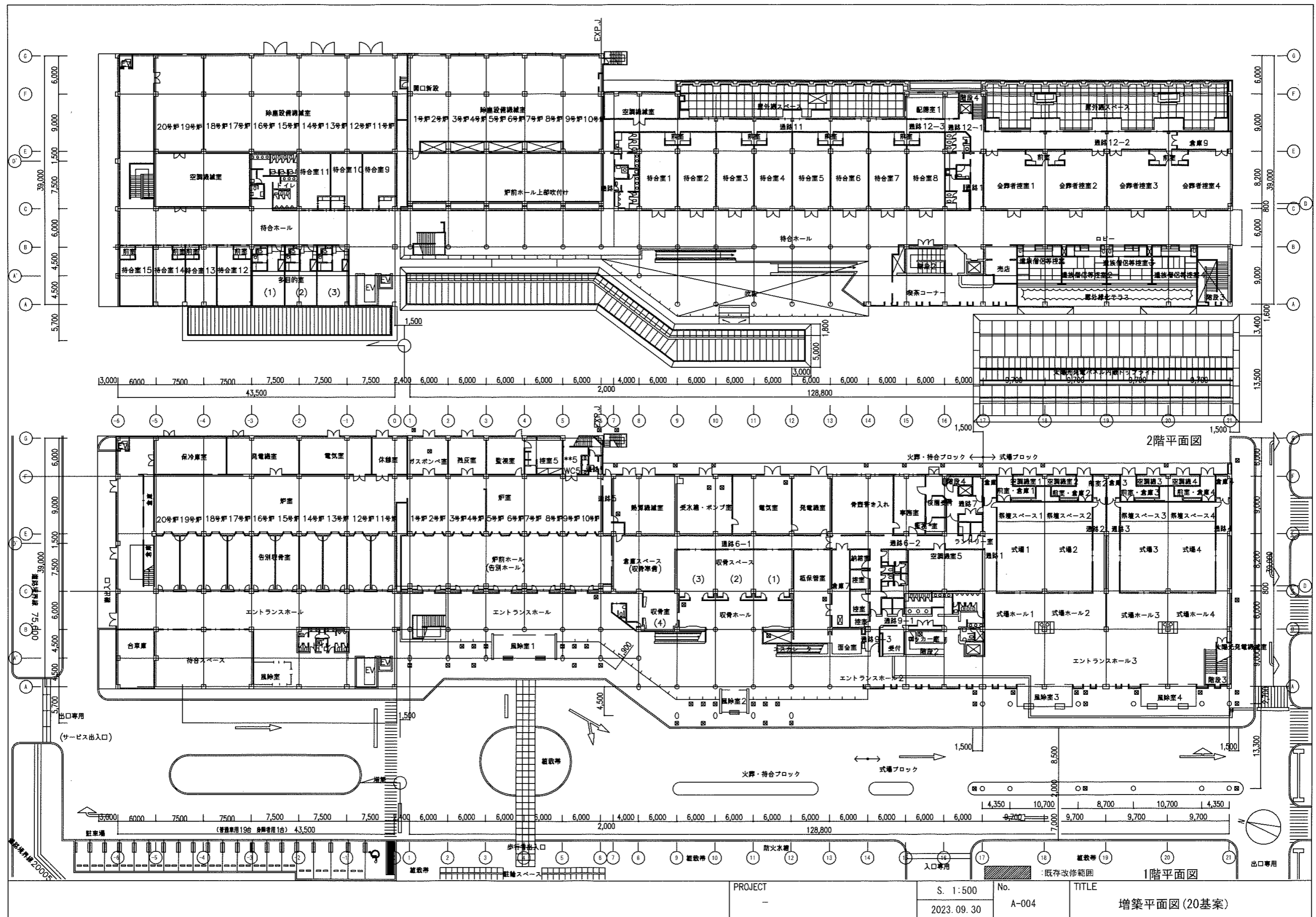


図4-3 整備案A 火葬炉20基の全体配置図(案)【火葬炉10基、待合室7室、多目的室等を増設】

II 施設整備に係る資金計画

臨海部広域斎場組合では、増築にかかる財源の確保のため、平成30年度に「臨海部広域斎場組合同約」を改定し、「施設整備基金」を設置し、組織区の負担金および歳計剰余金を基金に積み上げてきた。

また、平成30年度に策定した「臨海斎場施設整備基本方針」において、増築にかかる概算費用を積算したが、昨今の建築費高騰を踏まえ、令和5年度に改めて概算費用の見直しを行ったところである。

これから増築施設の整備を進めるにあたり、都市計画交付金や施設整備基金等の財源を活用することを前提とし、組織区の負担を最小限に抑えながら施設を整備できるよう資金計画を作成する。

第1 概算費用（増築施設・既存施設・火葬関係設備）

1. 増築施設の建設等費用

(1) 建築費の算出の考え方

○建築工事費は、直近の全国の火葬場の建築実績に基づき算出した。2014年以降の火葬炉8基以上の施設の平均建築 m^2 単価は、527,999円であった。一方、少数の火葬炉増築実績を含めた2022年～2023年の直近の平均建築 m^2 単価は、688,511円であった。直近価格が過去平均の1.30倍に上昇していることから、2014年以降の火葬炉8基以上施設の平均 m^2 単価を1.30倍し、881,887円と見込む。さらに、今後も引き続き人件費や資材費等の高騰の影響を受けることを考慮し、95万円/ m^2 と見込む。増築施設の延床面積を3,575 m^2 とする場合、建築工事費は、3,396,250千円と算出される。

○火葬炉については、2022年の瑞江葬儀所の火葬炉及び関連設備10基の実績が、7億5千万超であることから、1基あたり80,000千円と見込む。火葬炉10基を設置する場合、800,000千円と算出される。

○地質調査費、基本設計、火葬炉設計、実施設計、施工監理費、その他の備品費を加えると、総事業費約45億2千万円と見込まれる。

(2) 概算増築費用

単位：千円

区分	費用
①都市計画変更決定前の費用	94,200
地質調査	6,000
基本設計	71,500
都市計画決定支援（基本設計）	7,700
火葬炉設計支援（基本設計支援）	9,000
②都市計画変更決定後の費用	4,422,250
実施設計	137,500
設計施工監理	38,500
建築工事費（③+④+⑤）	4,246,250
③工事費（電気、空調設備等含む）	3,396,250
④火葬炉設備	800,000
⑤遺体保冷库	50,000
概算事業費（①+②）	4,516,450

2. 式場増設に伴う既存施設の改修費用

(1) エレベーター設置の考え方

- 増築後の柩の動線は、既存施設の式場棟から入り、増築施設の火葬棟から降る流れとするため、施設の増築を待たずに、エレベーター改修工事を実施する。
- エレベーターの増築場所について、6案検討したが、動線の長さ・利便性、増築工事への影響、物理的な工事の可否、工事コスト、斎場の景観・雰囲気等から、総合的に判断し、既存施設内の増設はせず、既存施設のエレベーターを改修し、柩を運ぶことのできるサイズに変更する。

(2) 概算改修費用

単位：千円

区分	費用
EV 設置検討調査	220
基本設計	990
実施設計	1,650
EV 改修工事	49,500
概算事業費	52,360

3. 既存施設の修繕・更新費用

(1) 過去の実績

- 直近10年間(2013年(平成25年度)～2022年(令和4年度))の臨海斎場における過去の建物および火葬炉の修繕費・工事費の実績は、累計454,324千円、1年間あたりの平均は、45,324千円であった。
- 火葬炉については、平成26、28、29、30年度にそれぞれ2基入替工事を実施した。また、火葬件数増に伴い、平成28年度に収骨室の増設工事を行い、3室→4室とした。工事費は、656,096千円であった。

(2) 今後の見通し

- 建物の維持保全を目的に、機能低下や性能劣化に対する回復を行うための時期を予測し、施設修繕コストの全体像を把握するため、中長期修繕計画(LCC計画)を作成した。
- 2024年(令和6年度)～2044年(令和26年度)(築40年目)までの21年間の将来の修繕・工事費は、累計3,440,594千円で、年平均は163,838千円である。
- 2024年(令和6年度)～2032年(令和14年度)までの9年間の修繕・工事費は、累計1,516,622千円(施設全体939,950千円、火葬炉576,672千円)で、年平均は168,514千円(施設全体104,439千円、火葬炉64,075千円)である。
- 令和6年度には、築20年目の大規模修繕工事として、主に屋上防水、外壁補修、空調更新等を予定し、築25年目大規模修繕は、増築施設供用開始後に時期を調整して実施する予定とする。

臨海斎場建物における過去の修繕費・工事費の実績と今後の見通し

令和5年度時点

■既存建物概要

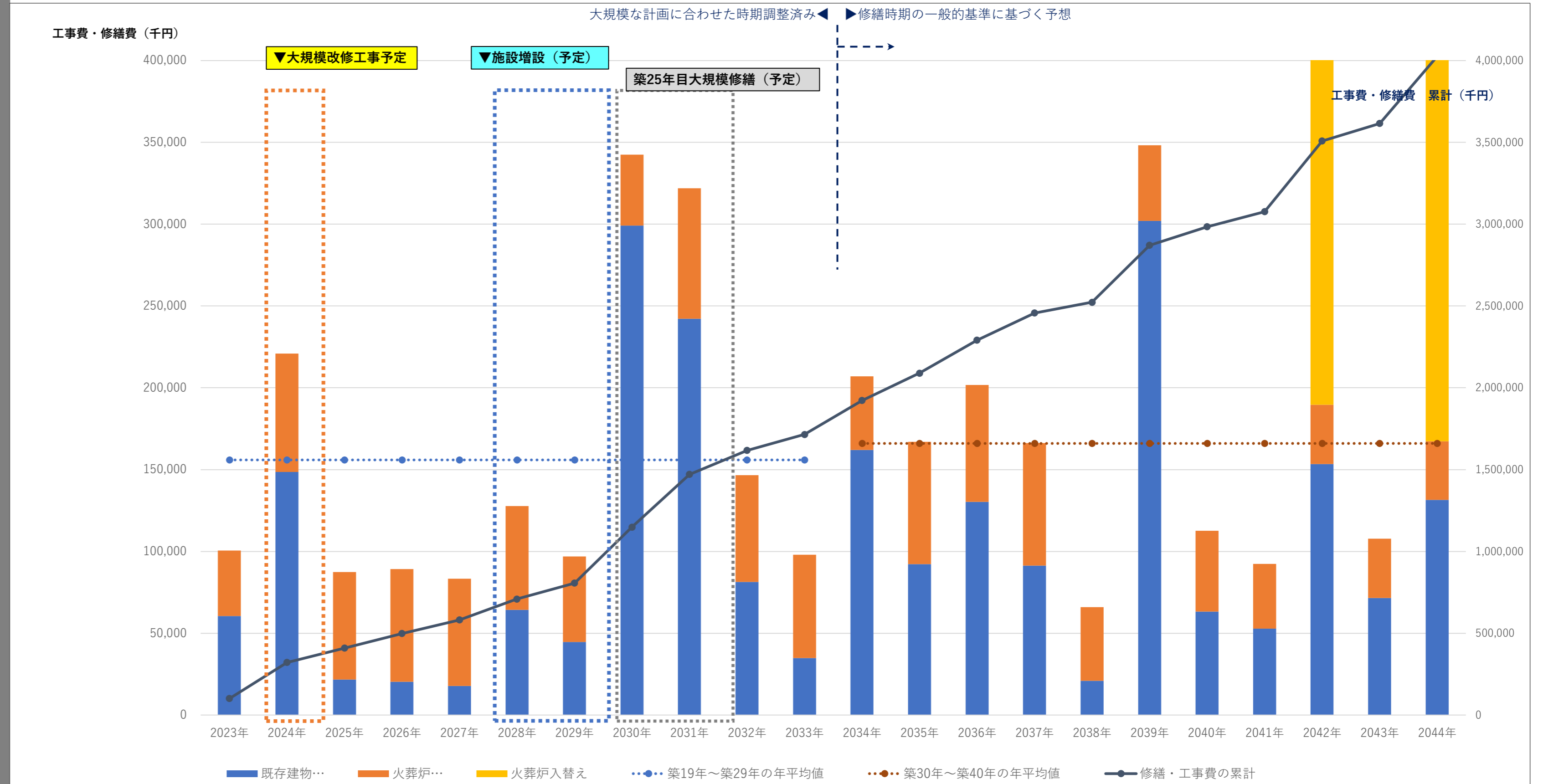
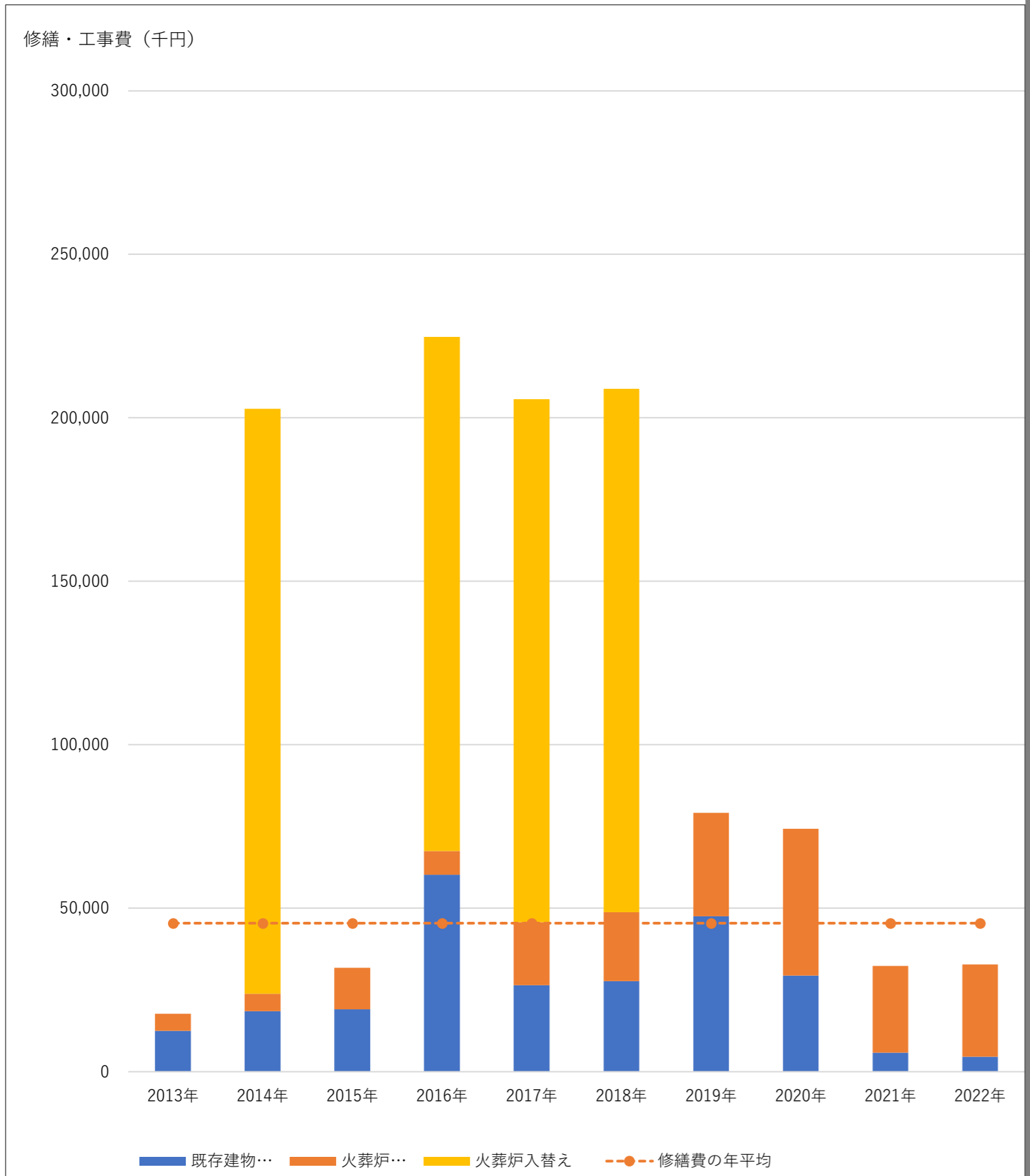
敷地面積	22,496.74㎡	構造	RC造、杭基礎	階数	PH	—	所在地	大田区東海一丁目3番1号	設計	梓設計	※今後の見通しに関しては施設増設計画は含みません。	火葬炉設備	太陽築炉工業による情報提供	LCC基準年	2020年
建築面積	5,712.96㎡	竣工年度	2004年		地上	2階	主用途	火葬場（防火対象物用途15項）	施工	(建築)北信/太平/河津建設JV、(電気)六興/紺野/森建設JV、(空調)朝日/塩谷/東海建設JV		既存建築物・設備	山下PMCによる情報提供		
延床面積	7,599.31㎡	築年数	-2004年		地下	0階	—	—	管理	J-REC			本ページの金額は税込みとしています。		

■過去の実績 (単位：千円、税込)

2013～2022年	過去の修繕費実績・工事費を集計したものです。										
	-10年目	-9年目	-8年目	-7年目	-6年目	-5年目	-4年目	-3年目	-2年目	-1年目	
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
	築9年	築10年	築11年	築12年	築13年	築14年	築15年	築16年	築17年	築18年	
既存建物 修繕更新費	12,505	18,561	19,146	60,274	26,440	27,754	47,537	29,445	5,786	4,605	
火葬炉 修繕費	5,210	5,331	12,686	7,289	19,309	21,099	31,643	44,844	26,595	28,263	
修繕費合計	17,715	23,892	31,832	67,563	45,749	48,854	79,180	74,289	32,381	32,869	
修繕費：直近10年間の累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	454,324	
集計期間の平均	45,432										
工事費	火葬炉入替え	0	178,848	0	157,248	160,000	160,000	0	0	0	0
修繕・工事費の合計	17,715	202,740	31,832	224,811	205,749	208,854	79,180	74,289	32,381	32,869	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

■今後の見通し (単位：千円、税込)

2023～2044年	今後の見通し (既存建物の修繕更新費+火葬炉の修繕・工事費)																					2020～2044年 合計	年平均 (千円/年)	
	▼現在	▼大規模修繕工事				▼施設増設 (予定)																		
	0年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目			21年目
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度			R26年度
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年			2044年
既存建物 修繕更新費	60,500	148,500	21,670	20,350	17,710	64,350	44,660	299,090	242,220	81,400	34,760	162,030	92,290	130,350	91,300	20,900	302,060	63,250	52,800	153,340	71,500	131,560		
火葬炉 修繕費	40,000	72,470	65,670	68,917	65,617	63,313	52,264	43,464	79,712	65,244	63,212	45,023	74,723	71,423	74,976	45,076	46,176	49,371	39,576	36,276	36,276	35,726		
修繕費合計	100,500	220,970	87,340	89,267	83,327	127,663	96,924	342,554	321,932	146,644	97,972	207,053	167,013	201,773	166,276	65,976	348,236	112,621	92,376	189,616	107,776	167,286		
修繕費の累計	100,500	321,470	408,810	498,077	581,405	709,067	805,992	1,148,546	1,470,477	1,617,122	1,715,093	1,922,146	2,089,159	2,290,932	2,457,208	2,523,184	2,871,420	2,984,041	3,076,417	3,266,033	3,373,809	3,541,094		
集計期間の平均	前半10年の年平均値										後半10年の年平均値										-	-		
工事費	火葬炉入替え	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	242,000	0	242,000
修繕・工事費の合計	100,500	220,970	87,340	89,267	83,327	127,663	96,924	342,554	321,932	146,644	97,972	207,053	167,013	201,773	166,276	65,976	348,236	112,621	92,376	431,616	107,776	409,286		
修繕・工事費の累計	100,500	321,470	408,810	498,077	581,405	709,067	805,992	1,148,546	1,470,477	1,617,122	1,715,093	1,922,146	2,089,159	2,290,932	2,457,208	2,523,184	2,871,420	2,984,041	3,076,417	3,508,033	3,615,809	4,025,094		



注 1) 本計画は現時点の改修方針に基づく将来費用の予測であり、将来の維持管理費用を保障するものではありません。
 2) 本費用は、2020年度（R2年度）の中長期修繕計画をもとに、発注者との協議のうえ修正を加えたものです。工事価格は2020年時点です。
 3) 修繕・更新費用には定常的な維持管理費用（清掃費、保守点検費、光熱水費、外注管理費、公租公課等）は含んでいません。
 4) 建築基準法、消防法等の法規改定に伴う既存不適格事項への対応は含んでおりません。
 5) 修繕時期は、「H31年版 建築物のライフサイクルコスト（建築安全センター／国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を基準とし、山下PMC知見により実態を鑑みて修正したものです。

第2 施設整備に係る財源確保

1. 既存施設の施設整備に係る財源（実績）

（1）都市計画交付金及び都区財政調整交付金

○火葬場は、平成12年度から特別区都市計画交付金制度の対象となった。この制度は、特別区を対象としているため、組織区から都あて申請し、交付金の交付と都区財政調整算入は、組織区に対して行われる。

○臨海斎場の事業費は、用地費と建設費を合わせ、9,226,610千円（用地費4,293,503千円、建設費4,933,108千円）であった。火葬棟（土地約7割、建物約6割が火葬場部分として認められた。）の建設経費（全体の約65%）については、都市計画交付金の対象事業として、経費の約30%である1,800,701千円が都市計画交付金として、組織区に交付され、残りの約70%である4,265,416千円が、財政調整交付金（※）として交付された。式場棟の建設経費（全体の約35%）については、都市計画交付金の非対象事業のため、3,119,401千円を各区の負担とした。※港区は、平成15年度から財政調整交付金の不交付団体となったため、港区の持ち出しである。

○火葬場部分の各区の負担割合は、都市計画交付金の申請割合と同じ按分（港区11.75%、品川区17.20%、目黒区7.65%、大田区46.85%、世田谷区16.55%）とした。

【既存施設の財源内訳】

事業	事業費	財源内訳	
		都市計画交付金（約30%） 1,800,701千円	組織区で按分し、各区に交付された。
火葬 （約65%）	6,066,118千円	地方債（約70%） 4,265,416千円	財政調整交付金として各区（※）に交付された。
		各区負担金（約30%） 943,818千円	各区持ち出し
式場 （約35%）	3,119,401千円	地方債（約70%） 2,175,583千円	各区持ち出し （式場利用実績按分）

（2）地方債

○臨海部広域斎場組合は、平成13年～15年の3か年で、合計6,441,000千円を起債（償還期間15年）し、元利償還金は、「臨海部広域斎場組合同規約」に基づき、組織区の負担金とした。

○火葬場部分の元利償還金4,265,416千円については、都市計画交付金申請割合を各区の負担割合とした。

○式場部分の元利償還金 2,175,583 千円については、前 3 年間の式場利用率の平均割合（式場使用料収入割合）を各区の負担割合とした。

○起債前の資金のつなぎとして、一時借入を行った。

【既存施設の起債実績】

	借入日	資金区分	借入金額	年利	償還期限	返還期限
H13 年度	H14.2.20	起債前一時借入	3,235,000 千円	0.700%		H14.3.29
	H14.3.29	公的資金（簡保）	3,235,000 千円	1.500%	15 年	H28.9.30
H14 年度	H15.4.30	公的資金（簡保）	794,000 千円	0.700%	15 年	H30.3.31
H15 年度	H15.11.13	起債前一時借入	1,308,100 千円	1.400%		H16.3.31
	H15.11.13	起債前一時借入	1,177,600 千円	0.840%		H16.3.31
	H15.12.25	起債前一時借入	151,300 千円	0.840%		H16.3.31
	H16.3.31	公的資金（簡保）	1,308,100 千円	1.400%	15 年	H30.9.30
	H16.3.31	民間等資金	1,103,900 千円	2.218%	15 年	H31.3.31

2. 増築施設の財源確保の考え方

(1) 都市計画変更決定前の経費

○地質調査、基本設計、設計支援（火葬炉）等の経費については、都市計画交付金の対象外経費のため、施設整備基金を財源とする。

(2) 火葬場部分（実施設計、設計施工監理、建築工事）の経費

○増築施設の火葬場部分については、都市計画交付金の交付対象事業であるため、組織区から都に申請し、財源を確保する。

○都市計画交付金の交付率は概ね 25%（前後 10%の弾力運用）が基本であり、地方債収入相当額は概ね 75%が基本とされる。地方債収入相当額については、翌年度以降 4 か年で各区（※）への財政調整交付金に算入される。

※港区は、令和 5 年度時点では、財政調整交付金は不交付である。

○火葬場部分に係る整備費については、「臨海部広域斎場組合規約」に基づき、火葬炉の利用実績割により、組織区に按分する。

○令和 10 年～12 年度の建築工事費の支払いにあたり、資金繰りの必要があるため、地方債を発行する。地方債の償還期限、資金区分および施設整備基金の取崩しについて、令和 9 年度の発行手続きに向け組織区と協議を進める。（協議検討時期は、令和 7～8 年度とする。）

○地方債の元利償還金については、「臨海部広域斎場組合規約」に基づき、火葬炉の利用実績割により、組織区に按分する。

(3) 式場部分（実施設計、設計施工監理、建築工事）の経費

- 式場部分に係る整備費については、都市計画交付金の対象ではないため、施設整備基金積立金を財源とする。
- 整備費が施設整備基金を超えた場合は、地方債により財源を確保することになるが、その場合は、「臨海部広域斎場組合格約」に基づき、葬儀式場の利用実績割により、組織区に按分する。

【財源内訳】

事業	事業費	財源内訳		
都市計画変更決定前	94,200 千円	施設整備基金取崩（100%） 94,200 千円		
火葬場部分（約 90%）	3,980,025 千円	都市計画交付金（25%） 995,006 千円	港区	40,951 千円
			品川区	187,003 千円
			目黒区	41,289 千円
			大田区	643,474 千円
			世田谷区	82,288 千円
		地方債収入相当額（75%） 2,985,019 千円	港区	122,854 千円
			品川区	561,010 千円
			目黒区	123,868 千円
			大田区	1,930,421 千円
			世田谷区	246,865 千円
式場部分（約 10%）	442,225 千円	施設整備基金取崩（100%） 442,225 千円		
総額	4,516,450 千円			

※事業費は、令和 5 年度時点の概算金額であり、今後変更される。

※火葬と式場の事業割合は暫定的に（9：1）と設定した。都市計画交付金決定段階で割合が確定する。

第3 施設整備基金の活用

1. 施設整備基金の用途

(1) 施設整備基金の状況

- 平成30年度に既存施設設立時の地方債が完済したことから、平成31年4月に「臨海部広域斎場組合格約」を改正し、「施設整備基金積立金」として、葬儀式場の利用実績割により組織区に按分することとした。
- 施設整備基金は、組織区が負担する金額（令和元年度以降に、年間100,000千円の積立を開始した。）の他、決算剰余金が積立てられている。
- 令和5年度末時点は、1,081,048千円（内訳：組織区負担金500,000千円、歳計剰余金581,048千円）であるが、引き続き、積立を継続する。

【令和5年度末時点の施設整備基金の額】

施設整備基金	1,081,048千円	
組織区負担金	500,000千円	葬儀式場の利用実績割により組織区が負担
歳計剰余金	581,048千円	

(2) 施設整備基金の用途

- 施設整備基金は、都市計画交付金の交付対象とならない施設の整備を積み立てるため、葬儀式場の利用実績により、組織区に按分したものであることから、原則、式場部分にかかる整備費を優先して充てる。（歳計剰余金は除く）
- 都市計画交付金の交付対象とならない経費の内、次の経費は、施設整備基金を充てる。
 - ・大規模修繕工事
 - ・式場増設に伴う既存施設の改修
 - ・増築に係るコンストラクション・マネジメント業務
 - ・増築に係る基本設計
 - ・増築に係る設計支援（火葬炉）
- 都市計画交付金の交付対象経費の内、次の経費は、臨海部広域斎場の支出と組織区への都市計画交付金の交付の時期が異なるため、先に施設整備基金を充てて支出する。
 - ・増築に係る実施設計
 - ・増築に係る設計施工監理
- 都市計画交付金の交付対象経費の内、次の経費は、地方債の発行により財源を確保するが、令和9年度の地方債発行手続きに向けた地方債償還計画において、施設整備基金の充当を検討する。
 - ・増築に係る建築工事費

(3) 施設整備基金の積立財源別の用途

- 施設整備基金は、組織区負担金と歳計剰余金から構成される。この内、組織区負担金は、都市計画交付金の対象外である式場の建設費等に充てるために葬儀式場の利用実績割により組織区が負担しているものである。そのため、組織区負担金は、式場（都市計画交付金対象外部分）に係る経費に充てる。
- 令和 6 年度から増築施設が供用開始される令和 12 年度までは、経費の内容に応じて、組織区負担金と歳計剰余金で按分し、取り崩す。
 - ・コンストラクション・マネジメント業務は、臨海部広域斎場組合事務局の事務を補完するものであることから、歳計剰余金から取り崩す。
 - ・既存エレベーター改修工事は、式場増設に係る工事であるため、組織区負担額から取り崩す。
 - ・増築に係る地中調査、基本設計費、都市計画決定支援費については、この時点では、式場棟と火葬棟の面積按分を出せないため、歳計剰余金から取り崩す。
 - ・増築に係る火葬炉設計支援は、火葬炉に係る経費であるため、歳計剰余金から取り崩す。
 - ・増築に係る実施設計費は、式場棟（火葬棟以外）と火葬棟の面積按分により、それぞれ組織区負担額、歳計剰余金から取り崩す。資金計画上は、暫定的に、按分費を（1：9）とする。
 - ・既存施設更新工事は、施設整備基金を活用する場合は、式場棟と火葬棟の面積按分（4：6）により、それぞれ組織区負担額、歳計剰余金から取り崩す。
 - ・増築に係る建築工事費は、式場棟（火葬棟以外）と火葬棟の面積按分により、それぞれ組織区負担額、歳計剰余額から取り崩す。資金計画上は、暫定的に、按分費を（1：9）とする。

【R6 年度～R12 年度における施設整備基金取崩予定金額（令和 5 年度時点の概算）】

単位：千円

施設整備基金取崩額（令和 6 年度～令和 14 年度の総額）		1,481,557
組織区負担金からの取崩額	按分率	721,036
コンストラクション・マネジメント業務	0%	0
既存エレベーター改修	100%	51,150
増築に係る地中調査	0%	0
増築に係る基本設計	0%	0
増築に係る都市計画決定支援	0%	0
増築に係る火葬炉設計支援	0%	0
増築に係る実施設計	10%	13,750

増築に係る設計施工監理	10%	3,850
既存施設更新工事	40%	227,661
増築に係る建築工事費	10%	424,625
歳計剰余金からの取崩額	按分率	760,521
コンストラクション・マネジメント業務	100%	166,430
既存エレベーター改修	0%	0
増築に係る地中調査	100%	6,000
増築に係る基本設計	100%	71,500
増築に係る都市計画決定支援	100%	7,700
増築に係る火葬炉設計支援	100%	9,000
増築に係る実施設計	90%	123,750
増築に係る設計施工監理	90%	34,650
既存施設更新工事	60%	341,491
増築に係る建築工事費	0%	0

2. 臨海部広域斎場組合格約の見直し

(1) 組合格約見直しの必要性

- 「施設整備基金積立金」は、式場にかかる整備費を確保するため、葬儀式場の利用実績割により組織区負担金を按分しているが、施設整備基金の積立額（歳計剰余金は除く）が式場にかかる整備費を超える場合は、その用途について、改めて検討する必要がある。
- 施設の修繕にかかるコストは、過去10年間は、年平均45,324千円であったが、今後は、年平均163,838千円となり、さらに将来的には大規模改修等も必要とされる。しかし、これらのコストは、施設全体にかかるコストであるが、現行のままの施設整備基金（歳計剰余金は除く）では用途が式場部分に制限され、使いにくいものとなるため、組織区負担金を求める場合の按分方法について検討する必要がある。

(2) 組織区との協議・検討

- 「臨海部広域斎場組合格約」の「施設整備基金積立金」を葬儀式場の利用実績割により組織区に按分することについては、今後臨海斎場で発生する経費の実績や予測を踏まえ、組合格約（按分方法）の改正や組織区負担額について組織区と協議・検討する。（令和9年度の起債手続きにも関わることから、協議検討時期は、令和7～8年度とする。）

第4 地方債の発行

1. 地方債発行の考え方

(1) 地方債発行の必要性

- 増築施設整備に係る財源は、施設整備基金および東京都から組織区へ交付される都市計画交付金と財政調整交付金により確保するが、交付金の交付時期と建設業者への支払いの時期が異なるため、必要な資金を外部から調達する。

(2) 地方債の発行

- 地方債の対象とする経費は、増築にかかる建築工事費（火葬部分）とする。（地方財政法第5条各号に掲げる場合に該当）
- 地方債（起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法）については、建設工事費および起債時点における施設整備基金の積立状況を勘案し、都との協議を経て、予算で定める。

2. 地方債償還の考え方

(1) 現状

- 平成30年度に既存施設設立時の地方債は完済済である。
- 「臨海部広域斎場組合格約」において、地方債の元利償還金は、火葬場利用分と葬儀式場利用分に分けて、それぞれ利用実績割により組織区に按分することとしている。

(2) 組織区との協議・検討

- 地方債の対象は、増築にかかる建築工事費（火葬部分）であることから、火葬炉の利用実績割により、組織区に按分する。ただし、利用実績を算出する際に、既存施設の火葬炉の利用実績を含むか否か、事前に積算方法を定める必要がある。
- 償還期限については、組織区各区で負担する額や事情がそれぞれ異なることから、組織区と協議・検討の上、設定する。（令和9年度の起債手続きに向けて、協議検討時期は、令和7～8年度とする。）

地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について

地域力応援基金助成事業（チャレンジ助成・チャレンジプラス助成）について、大田区
区民協働推進会議から区長へ推薦のあった以下の事業を令和6年度助成事業とする。

1 チャレンジ助成

◆申請事業数2事業 ◆助成事業2事業（総額 135万円）

	団体名 代表者	事業名 主な事業内容	交付額	評価のポイント
1	おおた生涯学習 世話人会 藤井 政和	「大田区学」の学びを講座と フィールドワークで推進す る事業 大田・品川まちづくりガイド の会や郷土博物館と連携し て「大田区の古代」「羽田空 港」「大田区の町工場」「池上 本門寺と門前町の発展」の4 つのテーマを取り上げて専 門ガイドによる講座とフィ ールドワークを実施する。事 業を通じて、参加する高齢者 の居場所づくりや地域活動 への参加を促すことを目指 す。	19万円	○元気高齢者を対象にしており、 超高齢社会を見据えた取り組み であることから、対象世代を広げ て多世代交流を行うことやテー マ内容を広げて事業展開してい くことに期待したい。また、大田 区への学びを深め、区のPRにも つながる点も良い。
2	公益社団法人 日本サードセクター 経営者協会 田島 誠一	産官学連携アントレプレナ ーシップ型インターンシッ プ事業 区内の大学・専門学校の学生 とNPO等をつなげ、若者の柔 軟な発想やエネルギーによ る地域課題の解決や地域の 活性化を目指す。また、学生 は起業家的行動精神を学ぶ こともできる。	116万円	○スキームもよくできており、興 味深い取り組みである。団体や中 小企業の活性化につながること や、インターン参加者が成果を発 表する機会を設けることから、事 業が学生や地域に認知され、この 取り組みが広がることを期待し たい。

2 チャレンジプラス助成

テーマ：「大田区防災アプリを活用した防災意識普及啓発事業」

区では、防災対策事業や普及・啓発活動に力を入れて取り組んでおり、避難行動を支援するための迅速・的確な情報発信を行う目的で、区防災アプリ等の運用を行っている。

アプリの既存機能（お知らせ欄、コミュニティ参加、位置情報）を使って楽しみながら学べるようなアプリの活用方法を模索することで、アプリの認知率やダウンロード数の向上、日頃からアプリの情報がチェックされるといったアプリの活用を通じた防災意識の普及・啓発が推進される事業を募集する。

◆申請事業数 2 事業 ◆助成事業 2 事業（総額 151 万円）

	団体名 代表者	事業名 主な事業内容	交付額	評価のポイント
1	縁プロジェクト 仙 裕司	<p>“大田区防災アプリ”で防災訓練</p> <p>自治会・町会や学校、ガールスカウト、障がい者団体等を対象に学校等の施設で大田区防災アプリのコミュニティ機能を活用した防災訓練ゲームを実施する。ゲームを通じてダウンロード数の増加を図るとともに、アプリの使い方を習得することで災害時の円滑なアプリ運用につなげる。</p>	48 万円	<p>○他の区民活動団体を含め、自治会・町会や中学校など様々な団体と連携して事業を実施し、アプリのコミュニティ機能を使ってつながりを持つことで、区内の地域連携にも寄与することが期待できる。</p> <p>○座学に終わらず、実際にアプリを使ってもらうことを意識した事業内容である点が良い。</p>
2	特定非営利活動法人 CONNECT 原田 美奈子	<p>女性や高齢者向け防災アプリ活用方法の普及啓発</p> <p>区内の 30～50 代女性や高齢者等を対象に、既存及び新規で企画する防災講座や防災訓練で大田区防災アプリを使う企画を盛り込み、アプリの認知を図る。また、自助・共助の取り組みとして、災害時の避難生活を見据え、地域で子ども食堂などに自主避難のサークルをつくることをモデル事業として実施し、その情報共有ツールとして大田区防災アプリのコミュニティ機能を活用する。</p>	103 万円	<p>○女性ならではの視点によるアプリの防災普及活動は、アプリのコミュニティ機能で女性のニーズに配慮した支援につなげることができる。</p> <p>○自主避難のサークルは居場所づくりと災害時の避難を結びつける面白い取り組みである。こども食堂を自主避難のサークルにする事業は既存のコミュニティがそのまま災害時の自助・共助につなげる新しい取り組みである。今後のモデルケースとなるよう取り組んで欲しい。</p>

第15回（令和5年度）NPO・区民活動フォーラム開催結果について

- 1 日時 令和6年2月4日（日） 10時から15時30分まで
- 2 会場 大田区立消費者生活センター
- 3 来場者数 約1,000人
- 4 参加団体数 38団体
- 5 目的

区内の様々な区民活動団体やNPOの取り組みを体験コーナーや展示を通して区民に紹介し、地域活動への参加のきっかけを作る。

6 内容

- (1) 体験ワークショップ（12団体）
昔遊び、工作のワークショップ、
ハンドケアマッサージなど
- (2) ブース展示（14団体）
各団体の地域活動内容の紹介
- (3) お楽しみショー（4団体）
劇、大道芸、三味線演奏など
- (4) 模擬店（5団体）
おでん、とん汁、焼きそば、甘酒などの販売
- (5) その他（5団体）
生涯学習のつどい、キッズコーナーなど
※括弧内は出展団体数（重複出展あり）



(1) 竹工作のワークショップ



(2) 防災トイレのブース展示

7 総括

朝から小雨が降る寒い日にも関わらず、開場と同時に親子連れを始めとする多くの方々が来場した。感染症対策で去年は出店を見送った模擬店も再開し、コロナ禍前と同様の形式での開催となった。今回は、昨年より来場者、参加団体ともに増え、会場内はどこも盛況で、各団体は、日頃の活動内容をとても熱心に、楽しく来場者に伝えていた。来場者からは、「大田区では様々な区民活動団体が地域活動を行っていることを知った」、「イベントを通じて活動に興味を持った」、「子どもと一緒に楽しい時間を過ごせた」などの感想が聞かれ、地域活動の“楽しさ”や“やりがい”を広く知ってもらおう機会となった。



(3) 環境問題を題材にした演劇



(4) 4年ぶりに再開した模擬店

地域産業委員会 令和6年2月27・28日
地域力推進部 資料23番
所管 地域力推進課

令和5年度大田区青少年表彰について

大田区青少年表彰について選考委員会における選考結果に基づき決定したため、以下のとおり表彰する。

1 目的

青少年又は青少年団体が日頃行っている活動等を奨励し、表彰することにより、活動の一層の普及と活動意欲の高揚を図る。

2 選考委員会

(1) 開催日

令和6年1月22日（月）

(2) 構成

自治会連合会代表1名、青少年対策地区委員会会長会代表1名、小学校長会代表1名、中学校長会代表1名、警察署長代表1名、消防署長代表1名、教育総務部長、地域力推進部長

3 被表彰者数

個人：66名 / 団体：11団体

【内訳】	模範青少年部門	個人：34名 / 団体：1団体
	善行青少年部門	該当なし
	スポーツ及び文化部門	個人：32名 / 団体：10団体
	伝統文化部門	該当なし

4 表彰式

(1) 開催日時・会場

令和6年3月3日（日） 午後1時30分から午後3時30分まで
大田区産業プラザPiO 4階 コンベンションホール

(2) 内容

表彰状授与、被表彰者代表スピーチ、記念撮影

(3) 出席対象

ア 被表彰者、被表彰団体（1団体につき2名まで）

イ 保護者等

個人：1名につき2名まで / 団体：1団体につき3名まで

「おおたの文化 week in GRANDUO」の開催について

1 概要

本事業は、蒲田駅ビルを運営するジェイアール東日本商業開発株式会社グランデュオ蒲田と大田区の公民連携事業として、平成28年度から実施し、本区の伝統工芸の紹介とその発展に寄与している。

2 会期

令和6年3月13日（水）から26日（火）まで
午前10時から午後6時まで

3 会場

グランデュオ蒲田 3階東西連絡通路（西蒲田七丁目68番1号）

4 実施

主催：ジェイアール東日本商業開発株式会社グランデュオ蒲田、大田区
協力：大田区伝統工芸発展の会

5 内容

- (1) 伝統工芸品等の展示
大田区伝統工芸発展の会の協力のもと、様々な伝統工芸品の他、“蒲田切子”や“炭ギャラリー”の展示
- (2) 伝統工芸士による実演・ライブパフォーマンス
- (3) 伝統工芸品ワークショップ（3/16・17・20・23・24の5日間限定で実施）

6 広報

おおた区報3月11日号
大田区公式ホームページ
グランデュオ蒲田公式 SNS ほか



過去開催時の会場風景

「国際都市おおた」推進の取組について

(一財) 国際都市おおた協会 (GOCA) は、大田区における国際交流と多文化共生を推進するため、さまざまな事業を行っている。

1 日本語でプレゼンテーション

日本語を母語としない外国人が、日頃の日本語学習の成果や目標、抱えている思い等を画像や映像等を用いて発表した。

観覧者からは、「子どもから大人まで、それぞれの発表者が個性を活かしたプレゼンテーションで面白かった。」「テーマが多岐にわたり、楽しんで聞くことができた。」といった声をいただいた。

- (1) 実施日時 令和5年10月29日(日) 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 参加人数 8名(国籍：中国、モンゴル、ベトナム)
会場観覧者 31名 オンライン観覧者 20名
協力：GOCAの国際交流ボランティア



「日本語でプレゼンテーション」当日の様子

2 日本の伝統文化体験「弓道」

日本の伝統文化である弓道の体験を通して、外国人と日本人の交流を図った。

参加者からは、「難しかったが、講師が丁寧に教えてくれたので楽しく体験できた。」「とても貴重な経験ができた。またやってみたい。」との声を聴くことができた。

- (1) 実施日時 令和5年11月12日(日) 午前9時30分から午後4時まで
- (2) 参加人数 49名
(国籍：中国、インドネシア、フランス、ロシア、モンゴル、アメリカ、フィリピン、台湾、ブラジル、アイルランド、ドイツ、インド、シンガポール、日本)
協力：大田区弓道連盟
GOCAの国際交流ボランティア



「日本の伝統文化体験」当日の様子

3 多文化ファミリー交流会（第3回）「GOCAキッチン」

親子での海外の料理作りを通して、外国文化の理解や参加者同士の交流を促進した。

参加者からは、「初めて作る料理だったが、わかりやすく教えてもらっておいしくできた。」「レシピを持ち帰って家でも作ってみたい。」といった声をいただいた。

(1) 実施日時 令和5年12月3日（日）午前9時30分から正午まで

(2) 参加人数 小中学生親子11組22名（国籍：中国、タイ、日本）

協力：国際交流 OTA-Smile

GOCAの国際交流ボランティア



「多文化ファミリー交流会（第3回）」当日の様子

4 外国人保護者のための小学校入学前オリエンテーション

外国人の保護者を対象に、日本の学校生活や準備等についての説明や保護者同士の交流を行った。参加者からは、「日本の学校のことを知ることができてよかった。」「入学に向けて準備するものを見本もあり、とてもわかりやすかった。」との声を聴くことができた。

(1) 実施日時 令和6年1月27日（土）午後1時30分から午後4時まで

(2) 参加人数 13名（国籍：中国、ネパール、台湾、インドネシア）

協力：GOCAの国際交流ボランティア



「外国人保護者のための小学校入学前オリエンテーション」当日の様子

地域産業委員会
令和6年2月27日・28日
産業経済部 資料34番
所管 産業振興課

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し設立した「新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金」に積み立てた金額は、全額新型コロナウイルス対策特別資金の利子補給金に充当したため、別表の当該基金を削除する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行年月日

令和6年4月1日

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）新旧対照表

新	旧
○大田区積立基金条例	○大田区積立基金条例
昭和 39 年 4 月 1 日	昭和 39 年 4 月 1 日
条例第 8 号	条例第 8 号
第 1 条から第 7 条まで（略）	第 1 条から第 7 条まで（略）
別表（第 1 条関係）	別表（第 1 条関係）
名称	名称
公共施設整備資金積立基金	公共施設整備資金積立基金
減債基金	減債基金
羽田空港対策積立基金	羽田空港対策積立基金
文化振興基金	文化振興基金
自転車等駐車場整備資金積立基金	自転車等駐車場整備資金積立基金
地域力応援基金	地域力応援基金
福祉事業積立基金	福祉事業積立基金
新空港線整備及びまちづくり資金積立基金	新空港線整備及びまちづくり資金積立基金
勝海舟基金	勝海舟基金
防災対策基金	防災対策基金
子ども生活応援基金	子ども生活応援基金
大学等進学応援基金	大学等進学応援基金
<u>（削除）</u>	<u>新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金</u>
<u>付 則</u>	
<u>この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

大田区中小企業融資あっせん制度「原油価格・物価高騰対策資金」他について

1 「原油価格・物価高騰対策資金」の新設（予定）について

原油価格・物価高騰の影響を受ける区内事業者の資金繰りを支援するため、「原油価格・物価高騰対策資金」を新設（予定）する。

資金名	原油価格・物価高騰対策資金
受付期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（予定）
あっせん要件	<ul style="list-style-type: none"> ・融資あっせん対象の基本要件を満たしていること。 ・原油価格及び物価高騰の影響により、直近1年以内の任意の1か月の売上総利益又は営業利益のいずれかが前年同月と比較して5%以上減少していること。
資金使途	運転
融資限度額	1,000万円
返済期間	84か月以内(据置12か月以内含む)
利率	名目利率1.5%以下
利率補給率	<u>全額（本人負担なし）</u>

2 一般運転資金（利子補給加算）の申込受付終了について

令和3年9月1日から申込受付を開始した一般運転資金の利子補給加算について、令和6年3月31日で受付を終了する。

【参考】受付開始から令和6年1月末までの融資あっせん実績

- ・あっせん件数 4,474件
- ・あっせん総額 47,247,100,000円

3 広報

取扱金融機関宛に通知するほか、区ホームページに掲載する。

令和5年度大田区プレミアム付商品券事業の中間報告について

1 大田区プレミアム付デジタル商品券

(1) 実施結果 (速報)

	第1期	第2期	合計
発行部数	15万部	10万部	25万部
申込期間	6/1～6/30	7/18～8/4	
利用期間	7/10～1/9	8/10～1/9	
申込状況	42,808人	21,436人	64,244人
	208,313部	103,407部	311,720部
当選状況	34,936人	16,568人	51,504人
	170,004部	79,996部	25万部
購入(チャージ)状況	33,654人	15,792人	49,446人
	980,634,000円	456,384,000円	1,437,018,000円
利用総額	1,435,274,718円		
利用者数	49,428人		
登録店舗数	2,236店		

(2) 上表から読み取れる動向

ア 昨年度と比して、申込者数は1.3倍、利用者数は1.07倍、利用総額は1.11倍となった。

イ 発行総額は、昨年度の申込状況を鑑みて30万部から5万部減の25万部としたが、申込者数は昨年度より約15,000人増え、抽選となった。

ウ 利用店舗数は過去最多の2,236店舗であった。

(3) 利用者及び店舗対応

実施内容	開催場所	開催期間	回数	参加人数
常設 相談ブース	① 産業プラザP i O	6/1～10/31	各102日	①623名 ②107名
	② 受託業者執務室(大森駅)	平日9～18時		
説明会	区施設等4か所	6/5、6/13、 6/19、7/24	4回	34名
高齢福祉課 スマホサロン・ スマホで体操	いこいの家11か所	6/6～8/28	52回	117名
地域力推進課 スマホの基本学び なおし講座	特別出張所9か所	7/5～7/27	9回	14名
合計				895名

(4) 広報

広報に当たっては、区内在住のクリエイターまりん氏が描く「#消しかず。」と、「はねびよん」を用いた広報物を作成した。令和4年度から2年続けて、同キャラクターを使用したことで、本事業のイメージ定着及びPR促進を図った。

ア 紙媒体

大田区報（6/1号、6/11号、7/1号）、統合ポスター（6・7月号）、チラシ配布（区施設170か所、商店会、店舗等）、鉄道沿線でポスター掲出（JR、京急線、東急線、東京モノレール、都営浅草線の各34駅）、バス車内広告（京急バス、東急バス）

イ ウェブ媒体

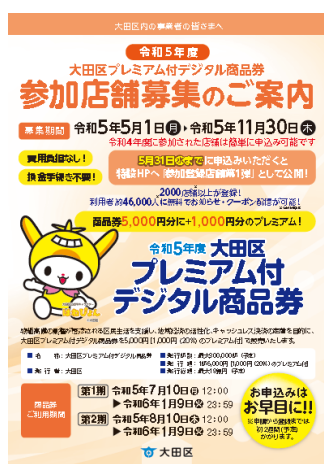
特設サイト、区ホームページ（専用ページ、トップページバナー）、大田区公式LINE、シティプロモーションサイト「ユニークおおた」、スマートニュース、大田区商店街ナビおたふる、SNS広告

ウ その他媒体

区施設デジタルサイネージ（6・7月）、観光情報センターサイネージ、地域力推進会議（6月）、シティニュースおおた（6・7月）

エ 街頭及びイベントでのチラシ配布

JR（蒲田・大森）の駅頭で12回、各イベント会場で10回、計3,900枚配布



店舗募集リーフレット（表紙）



ポスター・チラシ



店頭での二次元バーコード



特設サイト



店頭でのステッカー

2 大田区商店街プレミアム付地域商品券事業（全てプレミアム率は10%）

（1）申請商店街及び発行規模

申請商店街名	発行額	発行冊数
長原商店街振興組合	22,000,000円	2,000冊（1,000円×11枚）
大森町共栄会	6,600,000円	1,200冊（500円×11枚）
蒲田西口商店街振興組合	22,000,000円	4,000冊（500円×11枚）
馬込銀座会	5,500,000円	1,000冊（500円×11枚）
雑色商店街振興組合	9,988,000円	1,816冊（500円×11枚）
糀谷商店街振興組合	16,500,000円	3,000冊（500円×11枚）
合計	82,588,000円	13,016冊

（2）販売期間及び利用期間

申請商店街名	申込期間	販売（引換）期間	利用期間
長原商店街振興組合	7/14～7/27	7/28～7/30	7/28～12/31
大森町共栄会	7/7～7/20	7/30～7/31	7/30～9/30
蒲田西口商店街振興組合	7/14～7/30	8/5～8/10	8/5～1/9
馬込銀座会	9/15～9/29	10/7～10/10	10/7～12/31
雑色商店街振興組合	10/22～12/19	10/22～10/23	10/22～1/9
糀谷商店街振興組合	10/25～11/2	11/16～11/19	11/16～1/9

（3）周知物の一例



長原商店街振興組合



馬込銀座会



雑色商店街振興組合

商店街装飾灯等一斉点検の実施結果について

令和5年6月より商店街装飾灯等一斉点検を実施した。また、点検実施後には各商店会にアンケートを実施し、今後の対応等を聴取したため、点検結果と併せて報告する。

1 点検概要

(1) 装飾灯、アーチ

ア 商店会数 43 商店会

イ 装飾灯・アーチ基数 1,537 基

(2) アーケード

10 商店会（うち、5 商店会は装飾灯・アーチと併せて実施）

2 点検結果及び商店会の対応

(1) 装飾灯・アーチ

ア 点検結果

判定	基数	基数の割合
A（異常なし）	1,159 基	75%
B（劣化あり、補修を推奨）	70 基	5%
C（補修を要する）	171 基	11%
D（数年内に建替え、改修を要する）	85 基	6%
E（危険、撤去、改修を要する）	52 基	3%
合計	1,537 基	

イ E判定の対応（21 商店会）

- ・対応済 4
- ・令和5年度内に対応予定 6
- ・令和6年度内に対応予定 8
- ・令和6～8年度内に対応予定 3

(2) アーケード
ア 点検結果

判定	商店会数
A (異常なし)	0
B (劣化が見受けられるが危険性は低い)	3
C (危険性が高く、2～3年以内を目途に改修が必要)	5
D (危険な状態です、改善が必要です)	2
合計	10

イ D判定があった2商店会の対応
いずれも改修済

3 今後の点検予定数 (最大)

令和6年度:約35商店会、約1,100基

令和7年度以降:約45商店会、約2,000基